

# 第2次 板柳町地域福祉計画

【令和5年度～令和9年度】

令和5年3月  
板柳町



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状	7
1 人口等について	7
2 各種団体等の状況	19
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	21
2 計画の基本目標	22
3 計画の体系	23
4 福祉圏域の設定	24
第4章 現状と課題及び今後の方向性	25
1 誰もが安心して共に支え合うまち	25
2 人や地域のつながりを大切にするまち	35
3 安心して共に暮らせるまち	49
第5章 板柳町成年後見制度利用促進基本計画	61
1 計画策定にあたって	61
2 本町の現状	64
3 課題の整理	66
4 計画の基本目標	68
5 今後の方向性	69
第6章 板柳町再犯防止推進計画	71
1 計画策定にあたって	71
2 本町の現状	73
3 課題の整理	75
4 計画の基本目標	76

5 今後の方向性.....	78
<b>第7章 計画の推進</b> .....	<b>81</b>
1 計画の周知 .....	81
2 関係機関との連携・協働 .....	81
3 計画の進捗管理 .....	81
<b>資料</b> .....	<b>83</b>
1 板柳町健康福祉事業計画策定委員会設置要綱.....	83
2 板柳町健康福祉事業計画策定委員会委員名簿.....	85
3 策定経過 .....	86

# 第1章

## 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

地域福祉とは、手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題について、住んでいる「地域」を中心に考え、住民や行政、地域を支える団体や事業者などが力を合わせ、自分たちが住んでいる地域を暮らしやすくし、住民一人ひとりが自立した生活を送ることができることを目指すものです。

近年、ライフスタイルの多様化に伴い、近所付き合いや世代間の交流が少なくなるなど、家庭と地域とのつながりが希薄化しています。また、昨今では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛などによって、これまでよりも地域とつながりにくくなるなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきています。

さらに、80代の親が50代のひきこもりがちな子どもを支え同居する「8050問題」、子育てと親の介護を同時に抱える「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族の世話や介護を日常的に行っている「ヤングケアラー」といった複数の問題が重なり複雑化している新たな問題も発生しています。これらの問題は、これまでの福祉分野の狭間にあり従来の公的支援では対応しきれない状況となっています。

国では、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、地域共生社会の実現に向け、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」を目指すため、平成29年の社会福祉法の改正において、地域共生社会の考え方が位置づけられました。

また、令和3年に施行された同改正法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の推進など、市町村の包括的な支援体制を構築するための基本的な方針を示しています。

板柳町では、平成30年3月に「地域福祉計画」を策定し「地域がつながり、支え合い、住みよいいたやなぎ」を基本理念に掲げ、「地域住民」、「地域団体等」、「行政」それぞれの役割を定め、地域福祉の推進に努めてきました。今回、計画の見直し時期にあたり、さらに「地域共生社会」の実現へ向けた地域福祉を推進するため、これまで推進してきた取組を継承しつつ、重層的支援体制整備事業など新たな取組を加え、「第2次板柳町地域福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の位置づけ

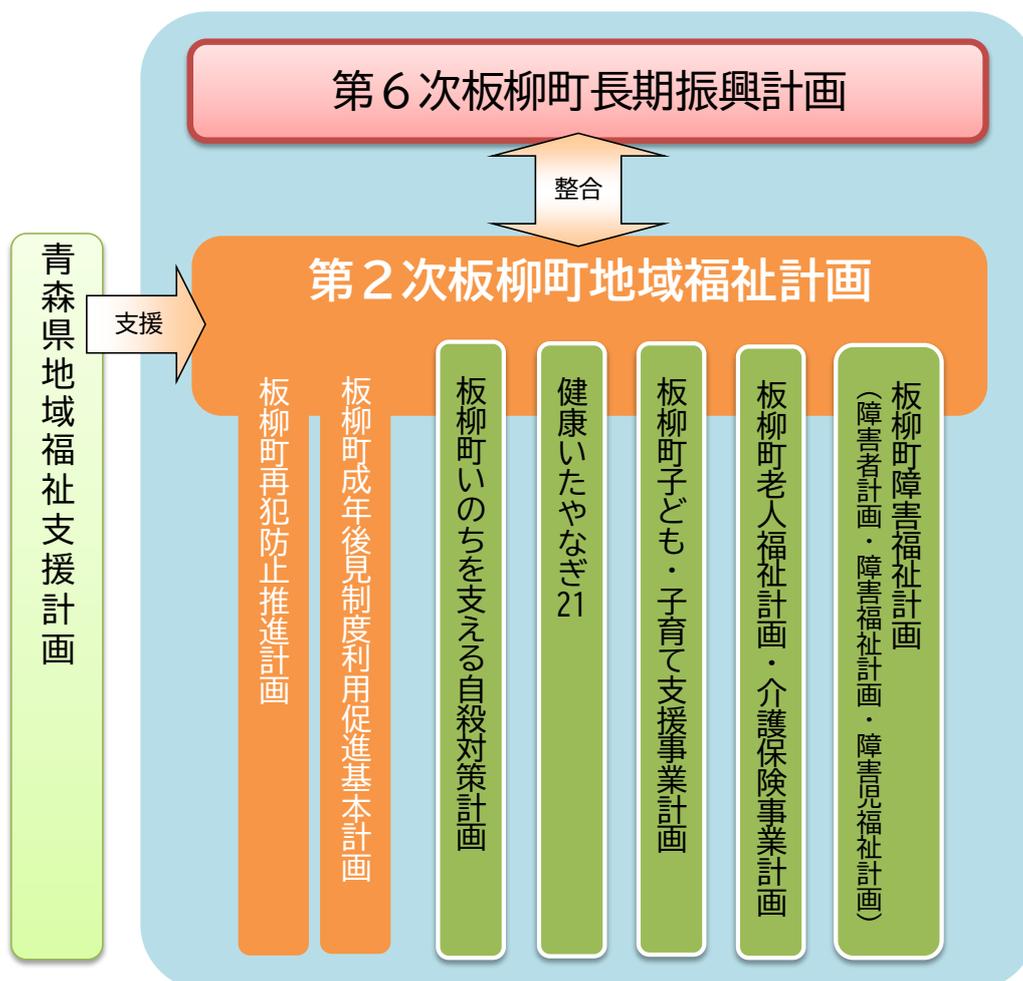
本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

また、本計画は、町政運営の基本方針である「第6次板柳町長期振興計画」の分野別計画としての性格を持っています。

また、福祉分野における「老人福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康いたやなぎ21」等の上位計画として、各個別計画に共通する理念を相互に関連付けるとともに、地域福祉を進めていくための基本的な方向性を示しています。

なお、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野である「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」は本計画に含まれています。

#### ■計画の位置づけ



## 社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

## （目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

## （地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (2) SDGsの視点

SDGsとは「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、町の総合計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGs の理念に配慮し、17 の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においても、SDGs の 17 の目標と施策展開の関連性を示し、取組を推進していきます。



資料：国際連合広報センター

### 3 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和9年度を最終年度とする5年間の計画です。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を点検し、見直しを行います。

#### ■地域福祉関係計画等の期間

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
計画名称	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
長期振興計画	第5次 (H23～R2)			第6次 (R3～R12)						
地域福祉計画	地域福祉計画 (H30～R4)				第2次地域福祉計画 (R5～R9)					
障害福祉計画 (障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)	障害福祉計画 (H30～R2)		障害福祉計画 (R3～R5)			障害福祉計画 (R6～R8)				
老人福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期 (H30～R2)		第8期 (R3～R5)			第9期 (R6～R8)				
子ども・子育て支援事業計画	第1期 (H27～R元)	第2期 (R2～R6)				第3期 (R7～R11)				
健康増進計画	第2次 (H25～R5)					第3次 (R6～R15)				
いのちを支える自殺対策計画	いのちを支える自殺対策計画 (R元～R5)					いのちを支える自殺対策計画 (R6～R10)				

## 4 計画の策定体制

### (1) 策定体制

本計画の策定に当たっては、医療関係者、保健関係者、介護・福祉関係者、議会関係者、児童関係者、学識経験者等で構成される「板柳町健康福祉事業計画策定委員会」において、計画案について検討しました。

### (2) 板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施

本計画の策定は、住民の意見等が十分に反映されることが望まれることから、福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するため、アンケート調査を実施しています。

#### ■調査の種類及び対象

対 象	抽出数	抽出条件
町 民	1,000 件	令和4年8月1日現在、板柳町に住む 18 歳以上の町民を対象に、年齢、男女、居住地区を考慮した上、無作為抽出法により抽出した。

#### ■調査の方法

- ・ 郵送配布・郵送回収

#### ■調査の実施時期

- ・ 令和4年8月～9月

#### ■配布・回収結果

対 象	配布数	回収数 【回収率】	無効回答	有効回答 【有効回答率】
町 民	1,000 件	404件 【40.4%】	0件	404件 【40.4%】

### (3) パブリックコメント

多様な視点から住民の意見を把握し、より良い計画とするため、パブリックコメントを実施しました。

## 第2章

# 地域福祉を取り巻く現状



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

### 1 人口等について

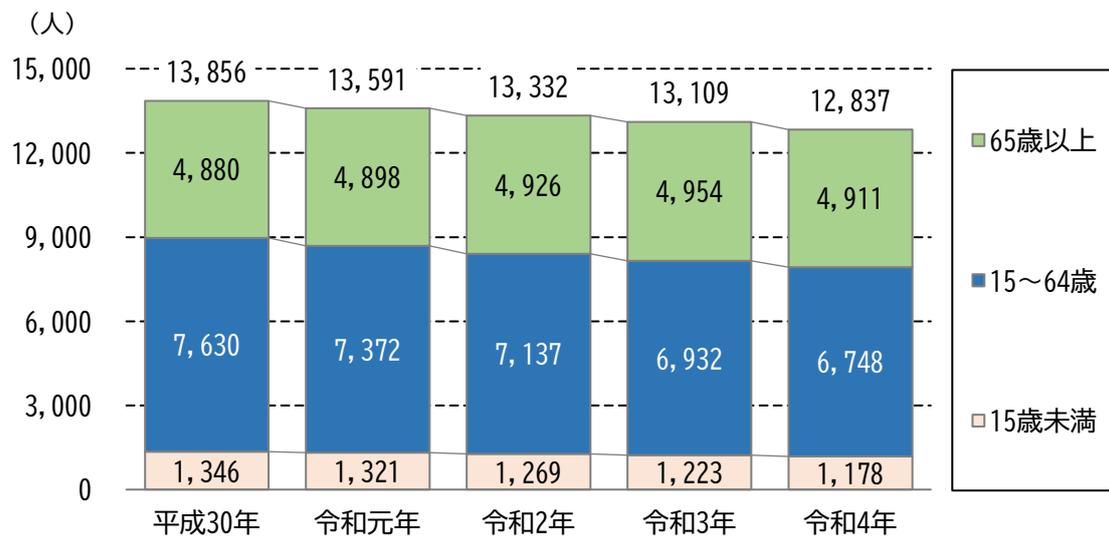
#### (1) 人口の推移

板柳町の人口は、減少傾向で推移し、平成30年から令和4年で1,019人減少しています。年齢3区分人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移していましたが令和3年から令和4年にかけては減少しています。

また、年齢3区分人口割合は、15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移し、令和4年3月31日現在では、年少人口割合9.2%、生産年齢人口割合52.6%、高齢者人口割合38.2%となっています。

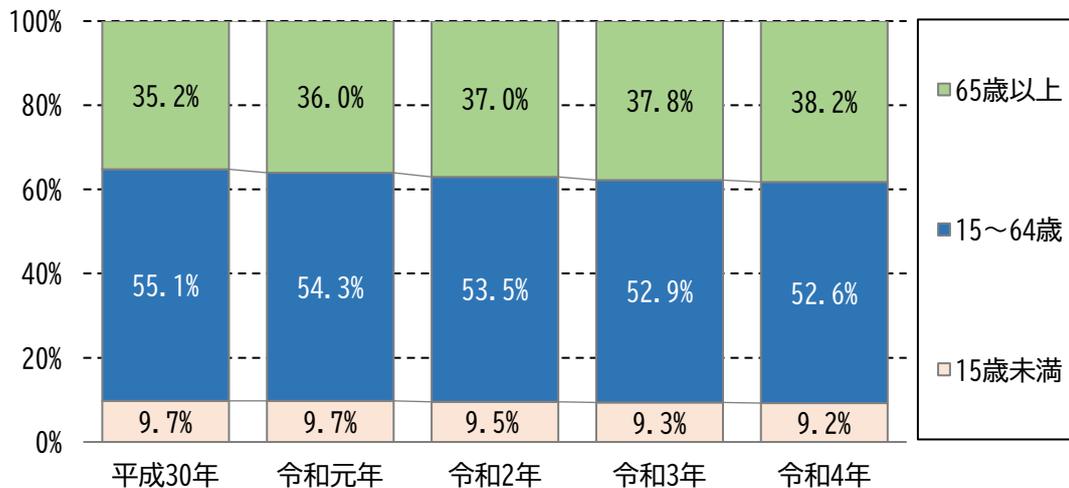
さらに、令和4年3月31日時点での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される人口構成となっています。また、年齢構成が高齢化している様子がうかがえるとともに、70～74歳の構成人員が最も多く、今後、後期高齢者数の増加が続くことが予測されます。

#### ■年齢3区分別人口推移



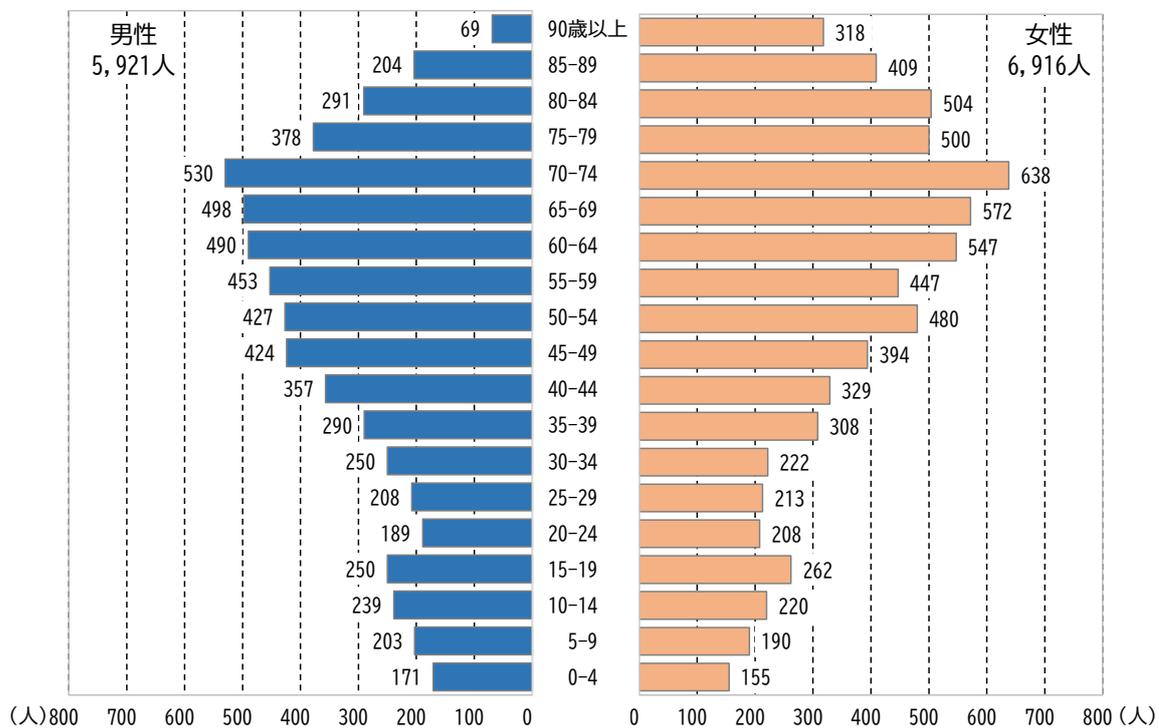
資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

■年齢3区分別人口割合推移



資料：住民基本台帳 各年 3月31日現在

■人口ピラミッド



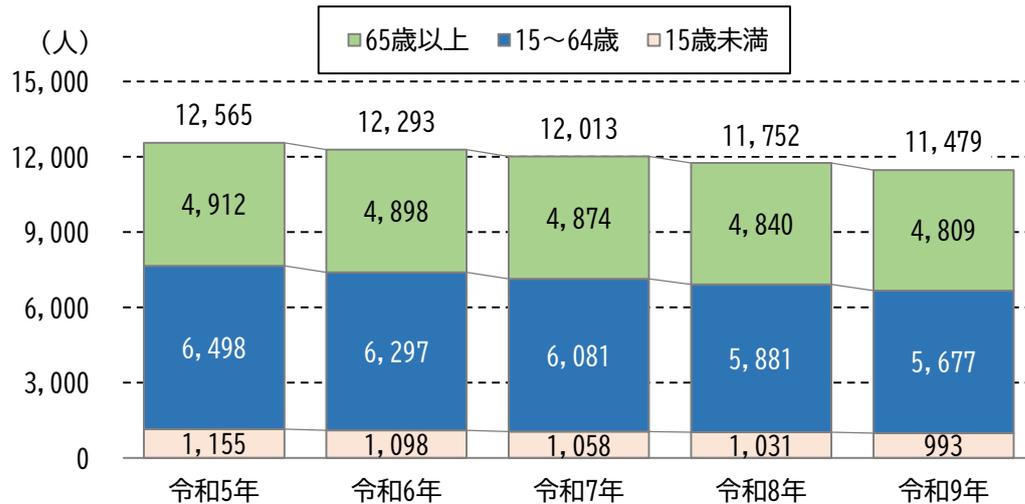
資料：住民基本台帳 令和4年 3月31日現在

## (2) 人口推計

将来人口を変化率法により推計すると、総人口は減少傾向にあり5年後の令和9年には、11,479人にまで減少することが見込まれています。

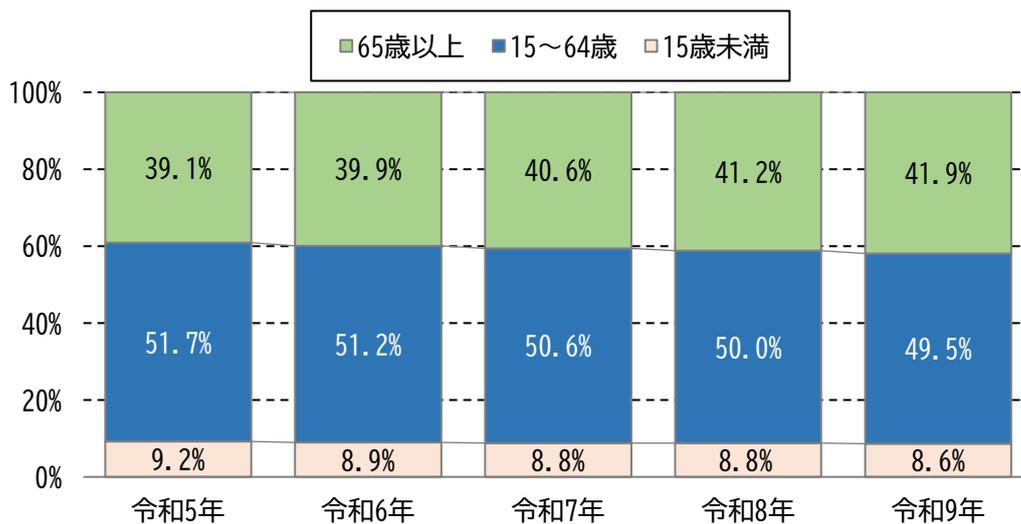
また、構成割合は、15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合は今後も増加し続け令和7年には40%に達すると予測されます。

### ■年齢3区分別人口推計



資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計人口

### ■年齢3区分別人口推計の構成割合



資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計人口

#### \*「コーホート変化率法」

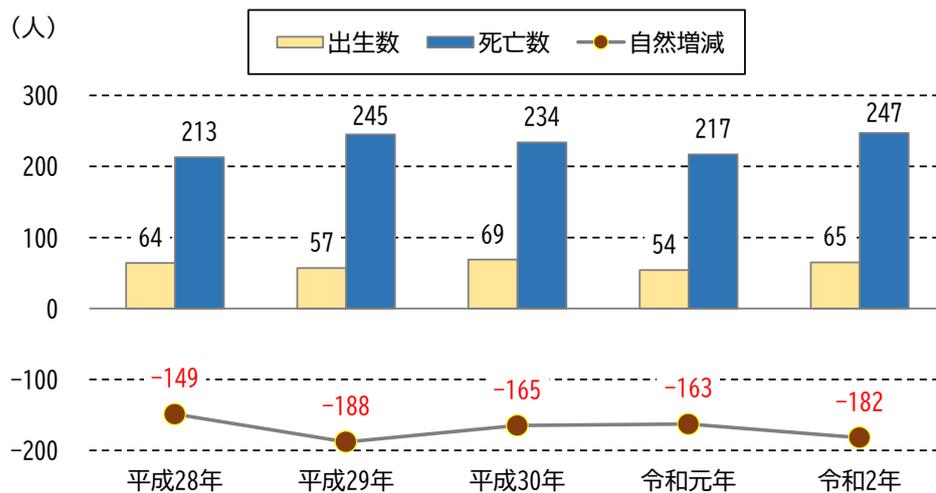
各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

### (3) 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、令和2年の自然増減は、182人の減となっています。

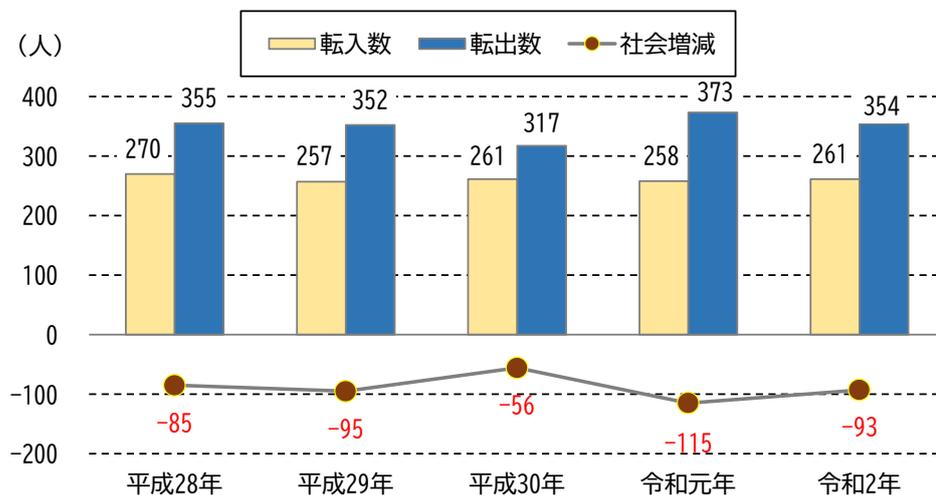
また、社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回り、令和2年の社会増減は、93人の減となっています。

#### ■自然動態



資料：県推計人口年報

#### ■社会動態

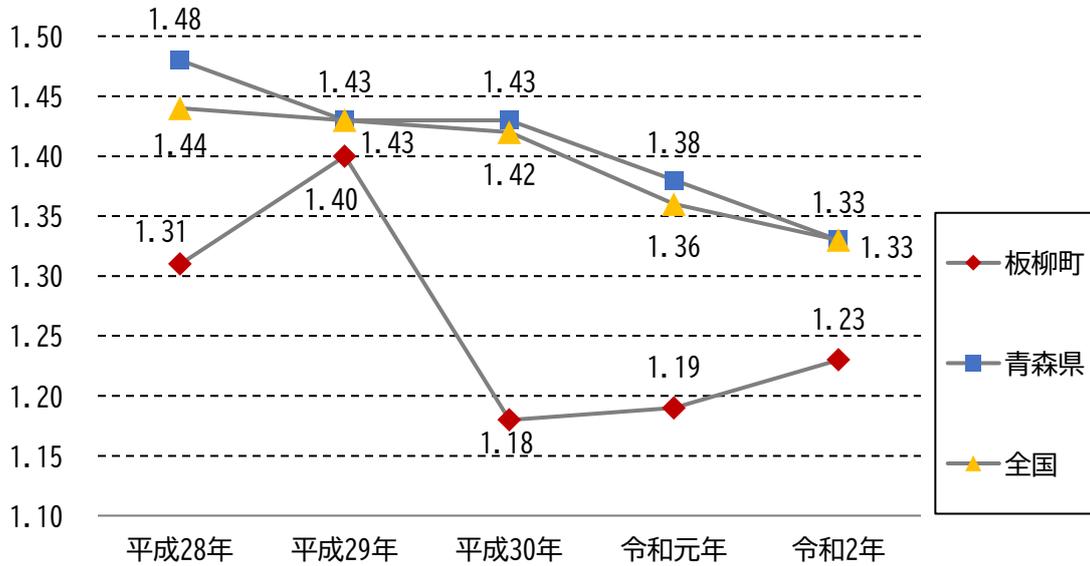


資料：県推計人口年報

#### (4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、全国平均や県平均より低く、令和2年では、県平均より0.1ポイント低い1.23となっています。

##### ■合計特殊出生率



資料：健康推進課

### (5) 世帯数の推移

一般世帯数は減少傾向で推移し、令和2年では4,459世帯となっています。

また、その内訳では、単独世帯に増加が見られ、1世帯当たりの人員も減少傾向で推移し、令和2年では2.8人となっています。

また、令和2年で父子世帯は6世帯、母子世帯は54世帯となっています。

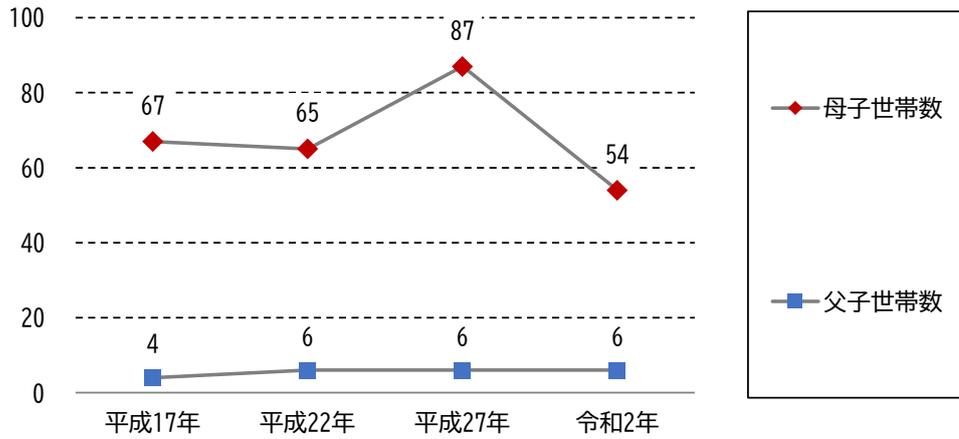
さらに、高齢者のいる世帯では、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）は増加傾向で推移しているものの、その他の高齢者世帯は減少傾向で推移しています。

#### ■世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	4,849	4,757	4,660	4,459
核家族世帯数	2,411	2,276	2,381	2,304
（対一般世帯数比）	49.7%	47.8%	51.1%	51.7%
その他の親族のみの世帯数	1,675	1,595	1,281	1,119
（対一般世帯数比）	34.5%	33.5%	27.5%	25.1%
非親族世帯数	9	12	16	20
（対一般世帯数比）	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%
単独世帯数	754	874	982	1,016
（対一般世帯数比）	15.6%	18.4%	21.1%	22.8%
一般世帯人員	16,043	15,008	13,530	12,341
一世帯当たりの人員	3.3	3.2	2.9	2.8

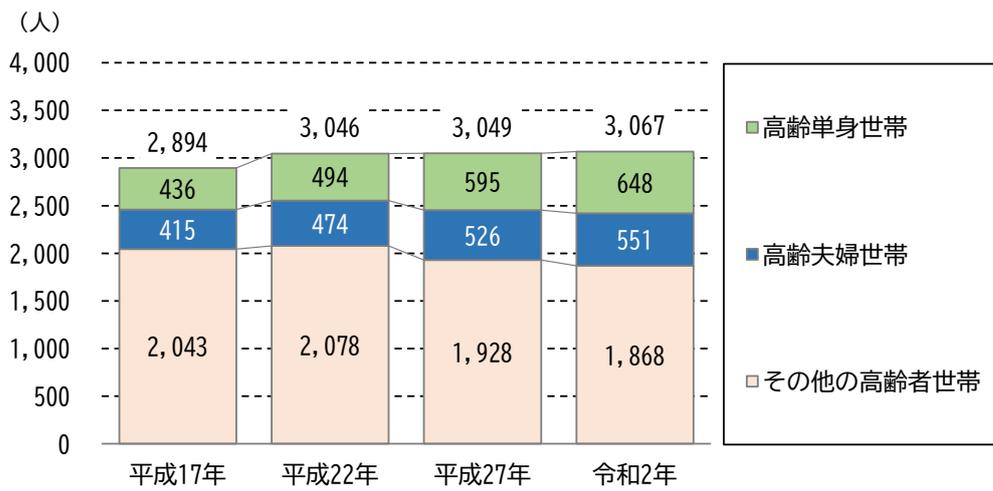
資料：国勢調査

■母子・父子世帯



資料：国勢調査

■高齢者のいる世帯



資料：国勢調査

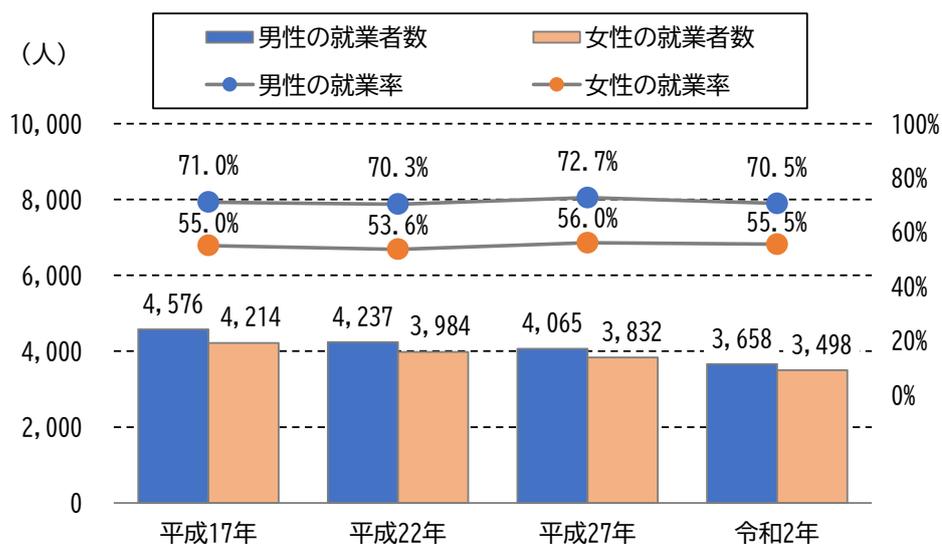
## (6) 就業状況

男女別にみた就業状況では、男性、女性共に就業者数は減少していますが、就業率は横ばい傾向で推移し、令和2年では男性70.5%、女性55.5%となっています。

女性就業者の産業分類は、第3次産業の増加が著しく、令和2年には54.3%と半数以上が第3次産業となっています。

男女年齢別の就業率をみると、女性では、平成22年に比べ、令和2年では25歳以降すべての年代で就業率が増加していることがわかります。

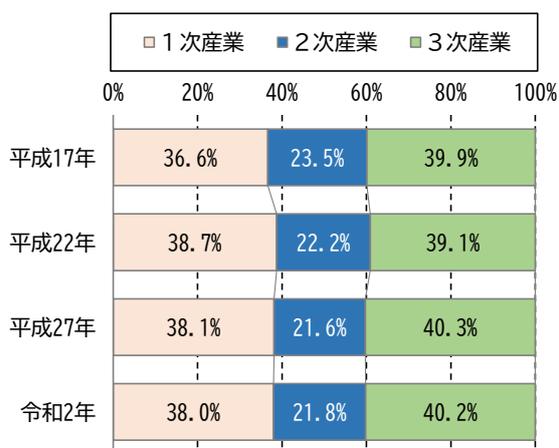
### ■男女別就業状況



資料：国勢調査

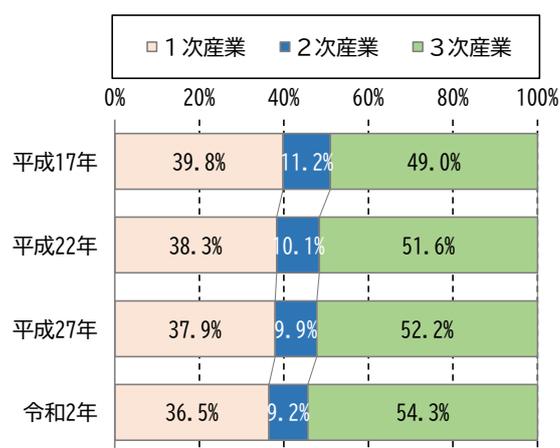
### ■男女別産業分類

(男性)



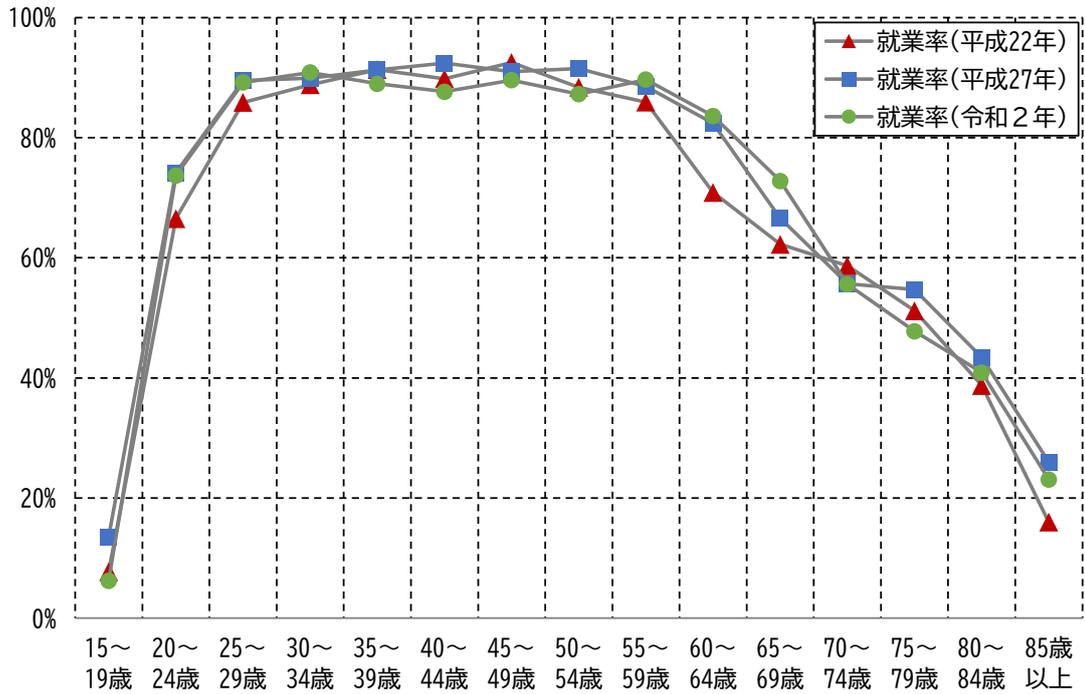
資料：国勢調査

(女性)



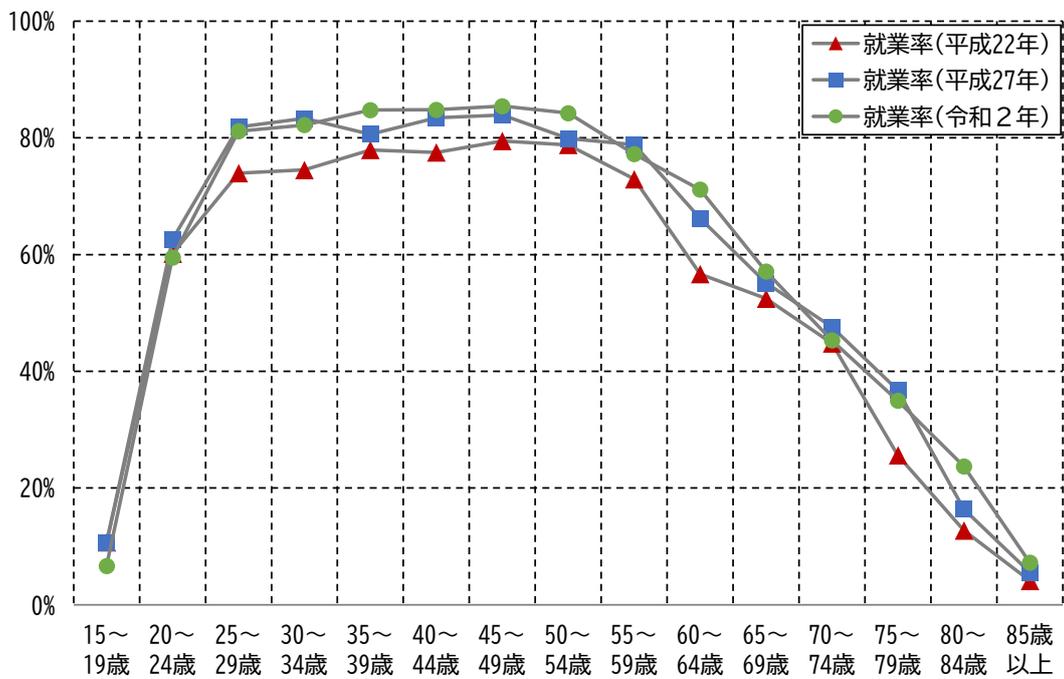
資料：国勢調査

■男女年齢別就業状況  
(男性)



資料：国勢調査

(女性)



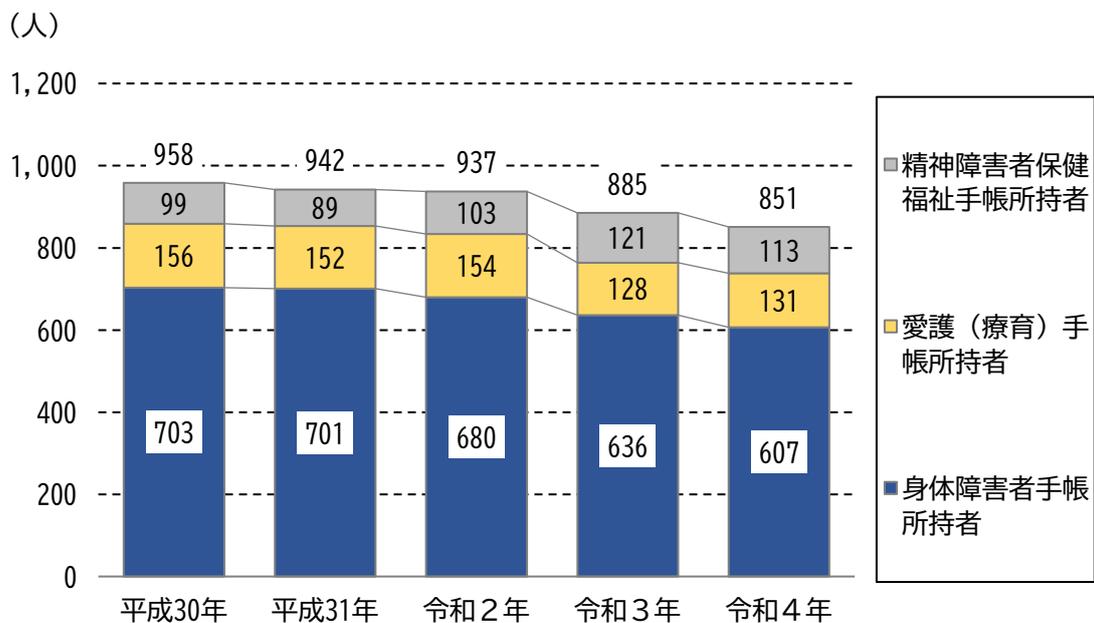
資料：国勢調査

### (7) 障害者数の推移

障害者手帳所持者をみると、平成30年以降減少傾向で推移し、令和4年では、851人となっています。

障害別では、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向、愛護手帳所持者、身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移しています。

#### ■障害者数の推移

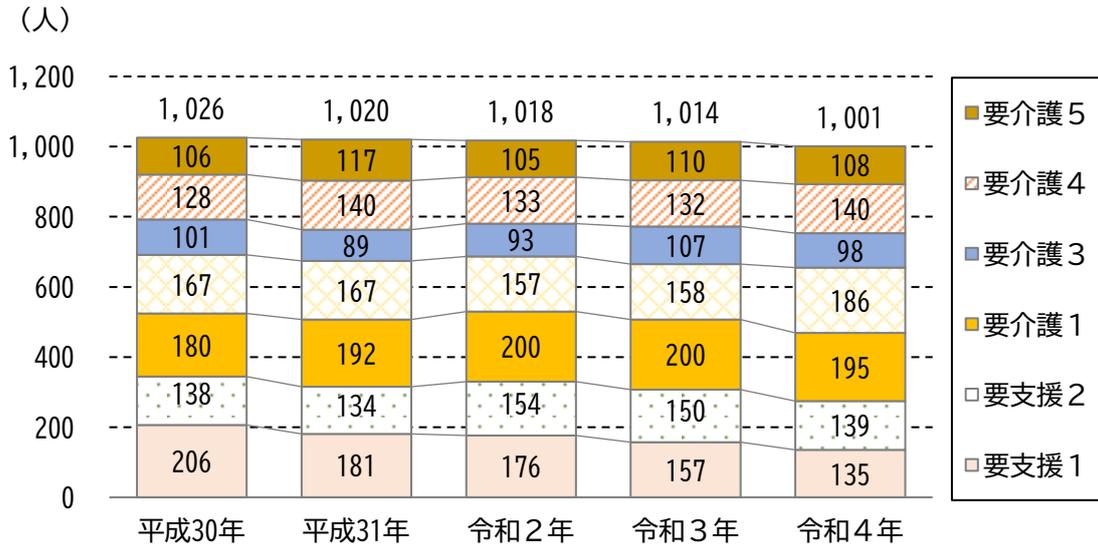


資料：介護福祉課（各年4月1日）

### (8) 要介護認定者の推移

要介護（要支援）認定者数は僅かな減少傾向で推移し、令和4年9月末現在の認定者数は、1,001人となっています。

#### ■要介護認定者の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

### (9) 生活保護の状況

生活保護の状況は、被保護世帯は減少傾向で推移し、令和3年度では261世帯となっています。

また、被保護人員も同様に減少し、令和3年度では299人となっています。

#### ■生活保護の状況

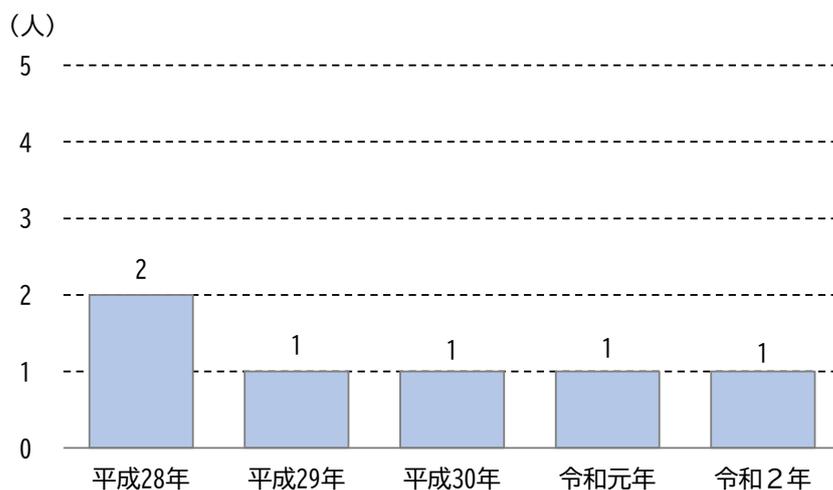
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被保護世帯数	296	294	282	268	261
被保護人員	351	348	324	309	299
保護率（ハ°-ミル）	25.82	26.05	24.74	24.04	23.80

資料：中南地方福祉事務所

## (10) 自殺者数の推移

自殺者数は、横ばい傾向で推移し、令和2年では1人となっています。

### ■自殺者数の推移



資料：保健統計年報

## 2 各種団体等の状況

### (1) 町内会の状況

町内会は地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助けあって協力をしていくことで、快適で住みよいまちを作り上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。

町内会の数は、40 となっています。

### (2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて設置され、住民や行政・専門家の参加のもと、ともに協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業連絡・調整・調査・企画・事業を行う非営利の民間組織です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、皆で支えあい、学びあいながら、誰もがありのままに、その人らしく住みなれた地域で暮らせる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。

### (3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

本町には、民生委員・児童委員 40 人、主任児童委員 3 人の合計 43 人の定数が割り当てられています。

### (4) NPO事業者等について

「NPO」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

現在町には、福祉分野で活動する1つの団体があります。



## 第3章

# 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

#### 地域がつながり、支え合い、住みよいまち いたやなぎ

住み慣れた地域で最後まで生きがいを持って、安心して快適に暮らすことは多くの住民の願いです。

しかし、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、住民の福祉ニーズが多様化、複雑化している中、効果的、効率的な支援が求められています。

このような状況の中、地域福祉を推進するためには地域の住民、行政、地域を支える団体、事業者などが共に力を合わせ、さまざまな課題を受け止め、その内容に応じた解決へとつないでいく仕組みが求められています。

子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる板柳町らしい「地域がつながり、支え合い、住みよいまち いたやなぎ」の実現を目指します。

## 2 計画の基本目標

本計画の基本理念を目指し、「誰もが安心して共に支え合うまち」、「人や地域のつながりを大切にするまち」、「安心して共に暮らせるまち」の3つの基本目標を掲げ、地域福祉活動を推進していきます。

### 【基本目標1 誰もが安心して共に支え合うまち】

多様化・複雑化・複合化する課題や制度の狭間にある課題を関係機関と連携し包括的に支援できる相談支援体制の整備を目指します。

また、福祉サービスが必要となった場合には、いつでも、自分に合った質の高いサービスを、自らの意思で選択し、利用できるようサービスの提供体制の基盤整備と利用促進を目指します。

### 【基本目標2 人や地域のつながりを大切にするまち】

地域福祉を推進するため、住民がお互いを理解し、お互いを尊重し合うことが出来るよう、地域福祉の意識の向上を目指します。

また、住民がお互いに支え合い、助け合う地域づくりを推進するため、支え合いや交流の仕組みづくり、地域活動等の活性化を目指します。

### 【基本目標3 安心して共に暮らせるまち】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、防犯・防災体制や緊急時の協働体制の構築を目指します。

また、健康づくりや介護予防、就労、生きがいづくりなどの地域課題の低減を図り、地域福祉推進の活力向上を目指します。

## 3 計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取り組みの方向性と役割分担を明らかにします。

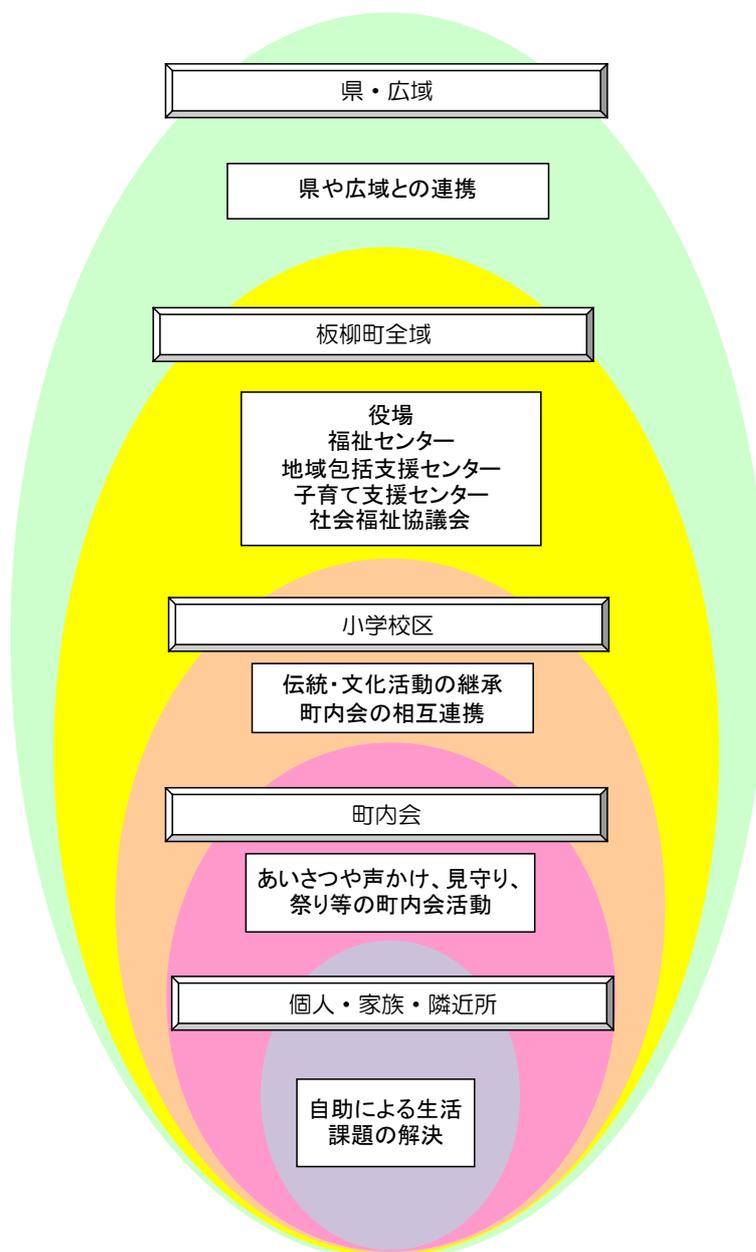
基本理念	基本目標	基本施策
地域が つながり、 支え合い、 住みよ いまち いた やな ぎ	1 誰もが安心して 共に支え合う まち	(1) 包括的相談支援体制の構築
		(2) 地域福祉のネットワークづくり
		(3) 生活困窮者自立支援対策の推進
	2 人や地域のつな がりを大切にす るまち	(1) 地域福祉の意識づくり
		(2) 地域の交流の推進
		(3) 地域活動の促進
		(4) 地域福祉を支える人材確保と育成
	3 安心して共に暮 らせるまち	(1) 災害時の支援体制の充実
		(2) 防犯対策の充実
		(3) 健康づくり・介護予防の推進
		(4) 社会参加の促進と生きがいづくり

## 4 福祉圏域の設定

地域にある生活課題に応じて、「個人・家族・隣近所」、「町内会」、「小学校区」、「板柳町全域」、「県・広域」からなる圏域ごとの取組や各圏域の連携による取組によって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。

### ■福祉圏域



**第4章**  
**現状と課題**  
**及び今後の方向性**



## 第4章 現状と課題及び今後の方向性

### 1 誰もが安心して共に支え合うまち



#### (1) 包括的支援体制の構築

##### <現状と課題>

近年、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮者等の分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっています。

子どものひきこもりが長期化し、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支える、いわゆる「8050問題」や高齢者の介護と子どもの育児を同時に行う「ダブルケア」など既存の社会福祉制度では対応が難しい複雑化・複合化した課題が増えています。また、虐待などの権利擁護に関する課題を抱えている世帯は、介護、健康、子育て、いじめ、貧困など複合的課題を有している場合が多くあります。

アンケート調査によると、福祉に関する情報を十分に得られているかでは、「情報をほとんど入手できていない」(43.8%)、「情報をまったく入手できていない」(16.1%)を合わせると、59.9%が『入手できていない』と回答しています。また、福祉サービスを充実させるために必要なものは、「福祉サービス利用に関する相談や情報提供などの窓口を充実させる」が最も多い回答となっています。

支援を必要とする人や世帯が、最適な福祉サービスを安心して利用するためには、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える人が、どこに相談すればよいかわからないということのないよう、身近な地域で気軽に相談することができる相談支援体制が必要です。

令和3年4月1日に施行された改正社会福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

「重層的支援体制整備事業」は、地域共生社会を実現するための新たな取組の一つで、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」に向けた支援を一体的に実施する事業です。

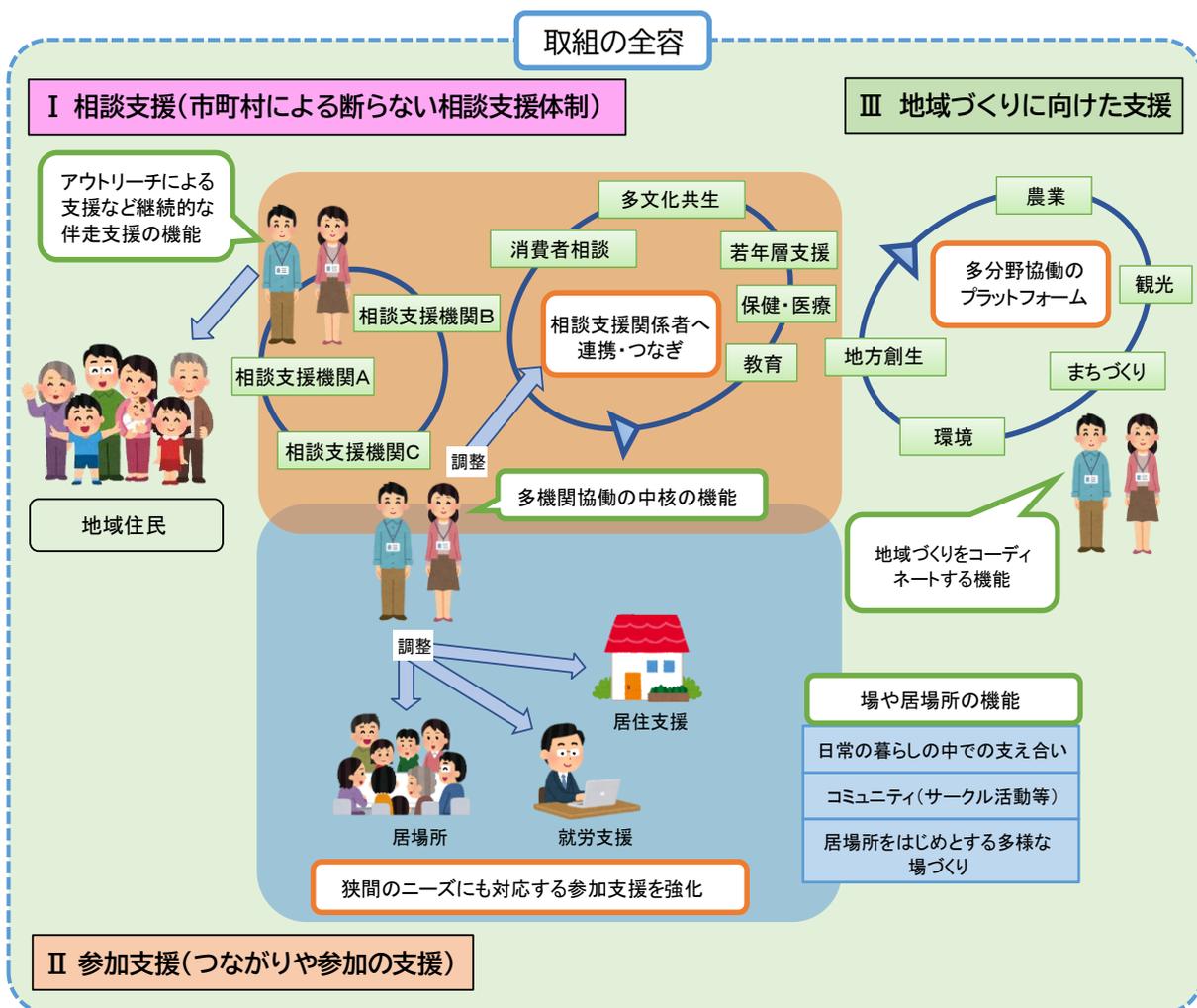
本町においても、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、5町村（板柳町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）で共同設置した「中南地域包括化相談支援センター」を拠点に、多機関が連携し、複雑化・複合化した悩みや問題を包括的に支援する取組を推進します。

## 重層的支援体制整備事業

市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、以下の3つの支援を内容とした重層的支援体制整備事業が創設されました。

- ① 相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ② 参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③ 地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

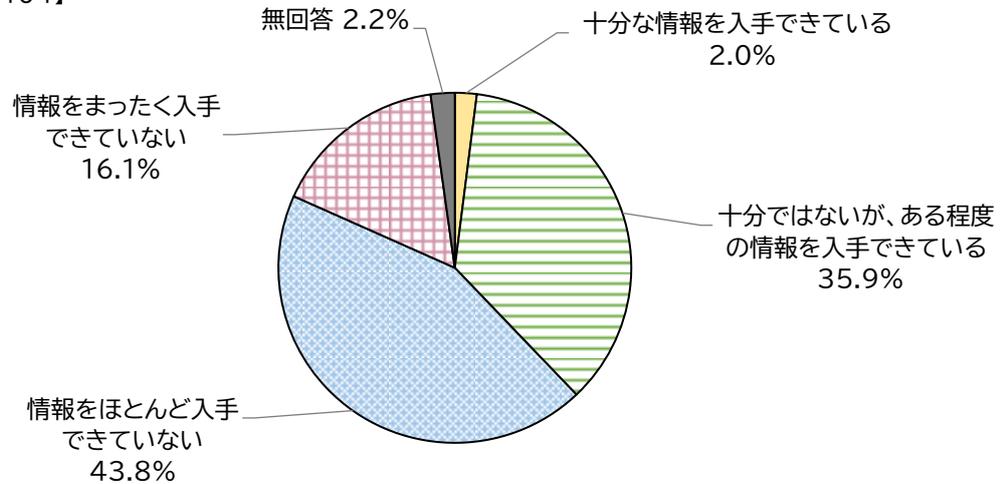
### ■重層的支援体制整備事業



※ I・IIの主要な取組は、中南地域包括化相談支援センター（板柳町、藤崎町、大鰯町、田舎館村、西目屋村で共同設置、青森県社会福祉協議会に委託）を拠点として実施

■福祉に関する情報を得られているか

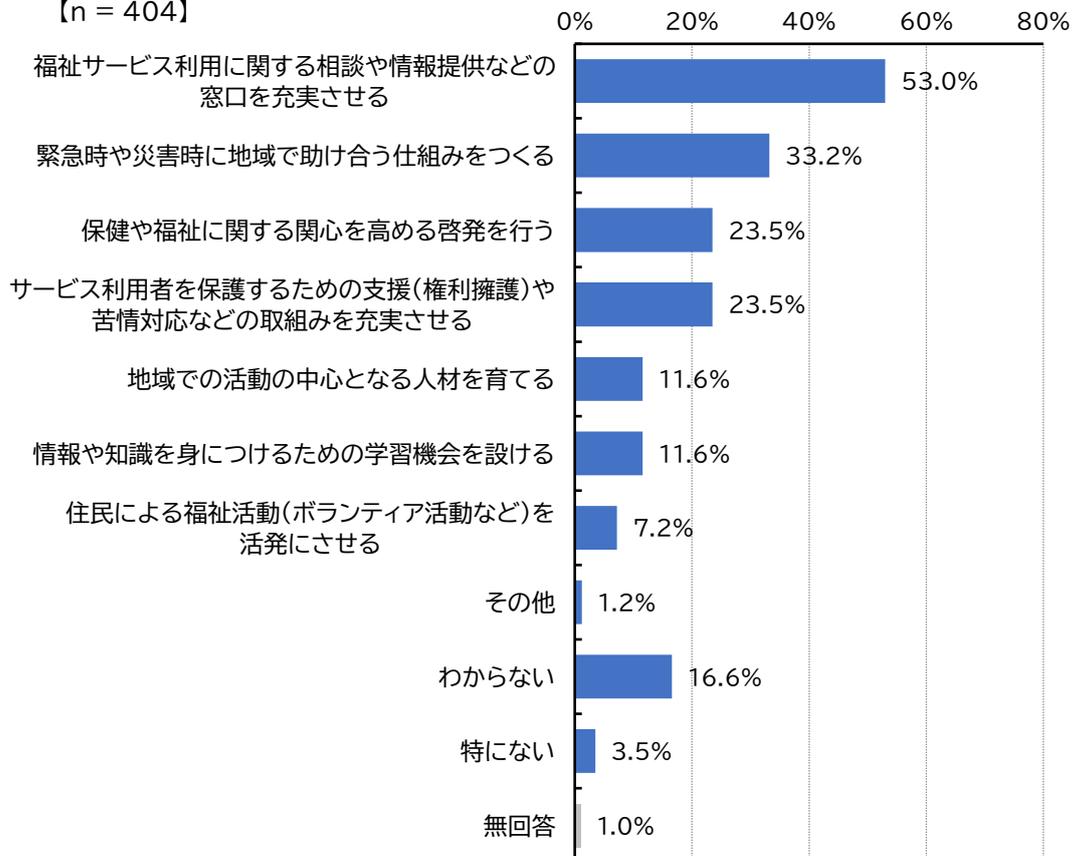
【n = 404】



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

■福祉サービスを充実させるために必要なこと

【n = 404】



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

取組主体	取組内容
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用を心がけます。</li> <li>● パンフレットやホームページなどに目を通し、福祉サービスなどに関する情報の把握と制度理解に努めます。</li> <li>● 生活する上で困ったことがあったら、身近な相談窓口へ相談します。</li> </ul>
地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の利用者ニーズに沿ったサービス提供のあり方を検討し、NPOやボランティア、その他の地域資源と連携を図り、サービス提供体制の充実に努めます。</li> <li>● 福祉サービス等福祉に関する情報発信、相談支援を行います。</li> <li>● 行政や社会福祉協議会と情報交換を行い、情報提供ネットワークの一角として機能します。</li> <li>● 地域の団体等が、地域の人たちにとって、より身近で気軽に相談の場となるよう、相談機能の向上に努めます。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民が安心して暮らせるよう、各種個別計画に基づいて福祉サービスの推進に努めます。</li> <li>● 住み慣れた地域における在宅生活をできる限り維持できるよう、事業者やNPOなど、多様なサービス主体の参入促進を図ります。</li> <li>● 福祉サービスを広く一般的に周知するため、パンフレットやホームページなどのさまざまな媒体を活用して情報を提供します。</li> <li>● 町の相談窓口をはじめ、社会福祉協議会や子育て支援センター、地域包括支援センターなどの相談支援体制の充実に努め、連携をとりながら問題解決に努めます。</li> <li>● 多様化・専門化する相談内容に対応するため、関係各課と協議し、重層的支援体制を整備することにより、ワンストップで相談に対応できる体制を整備し、包括的な支援体制の構築につなげます。</li> <li>● 様々な相談の中から、支援を必要としている人の早期発見、早期対応を図るため、広報・啓発事業や関係機関との連携推進等、体制整備を図ります。</li> </ul>

## (2) 地域福祉のネットワークづくり

### <現状と課題>

地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワーク化が不可欠となります。

地域では、従来から民生委員・児童委員が社会奉仕の精神を持ち、高齢者、障害者、子育て家庭など、支援が必要な人への訪問や情報提供、相談活動などに取り組んでいますが、今日の福祉ニーズの増大、多様化などにより、その活動にも限界があります。

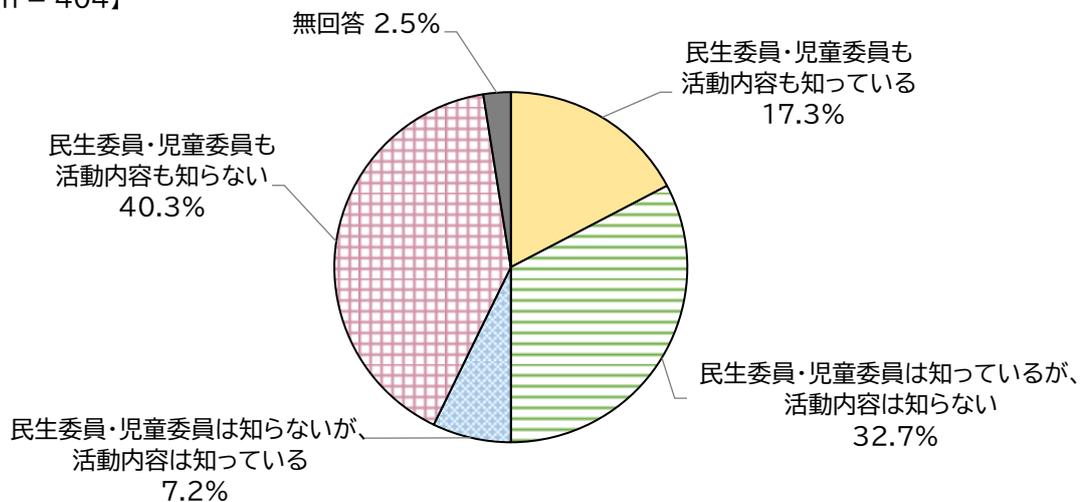
アンケート調査によると、地域の民生委員・児童委員を知っているかは、「民生委員・児童委員も活動内容も知らない」が40.3%で最も多く、「民生委員・児童委員も活動内容も知っている」という回答は2割程度にとどまっており、自分の地域の民生委員・児童委員を知らない人が多数を占めています。

また、地域には地域福祉の担い手として、町内会や民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会やボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人等の団体が活動していますが、支援を必要とする人が適切な支援を受けるためには、これら関係機関、団体等の間でネットワークをつくり、ネットワークの中で総合的な支援を行うことも大切です。

本町では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、高齢者が介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、住民の理解と協力を得ながら、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、ボランティア団体などの地域資源のネットワーク化により地域社会全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ってきました。今後は、これまで高齢者を対象として進めてきた地域包括ケアシステムをさらに発展・充実させ、支援を必要とするすべての人を対象にした支援体制の構築へ向けた取り組みを推進する必要があります。

■ 民生委員・児童委員を知っているか

[n = 404]



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

## &lt;今後の方向性&gt;

取組主体	取組内容
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括ケアシステムの一端を担う者としての自覚をもち、見守りや助け合いなどに積極的に参加します。</li> <li>● 民生委員・児童委員などの活動を理解し、協力します。</li> <li>● 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつなぎます。</li> <li>● 虐待や認知症の早期発見に協力します。</li> </ul>
地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体等の様々な主体による多様な生活支援サービスの提供体制を構築します。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括支援センターが中心となって、相談支援体制の充実に努めます。</li> <li>● 関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。</li> <li>● 民生委員・児童委員の活動を広報紙等で紹介し、地域への理解促進を図ります。</li> <li>● 在宅医療を推進し、介護と医療の連携を図ります。</li> <li>● 健康づくりや介護予防を身近な地域で行えるよう支援します。</li> <li>● 身近な地域で安心して暮らせるよう、生活支援や福祉サービスなど各種サービス提供体制の確保に努めます。</li> <li>● 高齢者、障害者、児童などの虐待やDVの予防、早期発見、早期対応を図るため、広報・啓発事業や関係機関との連携推進など、体制整備を図ります。</li> </ul>

### (3) 生活困窮者自立支援対策の推進

#### <現状と課題>

近年、新型コロナウイルス感染症の長期化による影響や社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人が増えています。

国では、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長の機能の強化とともに、生活困窮者に対する「第2のセーフティネットの充実・強化」を図る目的として、生活困窮者の支援を行うための取組を定めた「生活困窮者自立支援法」を平成27年4月から施行しました。生活困窮者の自立支援にあたっては、生活保護に至る前の相談支援機能の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることがないように「生活保護法」に基づく支援と併せて一体的に実施する仕組みとなっています。

本町では、従来の福祉相談窓口（役場、町社協）のほか、青森県が青森県社会福祉協議会に委託して実施している生活困窮者自立相談支援事業を含む「中南地域総合相談窓口」において、生活困窮等の相談を受付けるとともに、一般就労に結びつきにくい人に対する就労支援等を行っています。

相談者の中には、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ、必要な支援を受けられない状態にある人や、相談者個人だけでなく世帯全体で複合的課題を抱えている状況もあります。

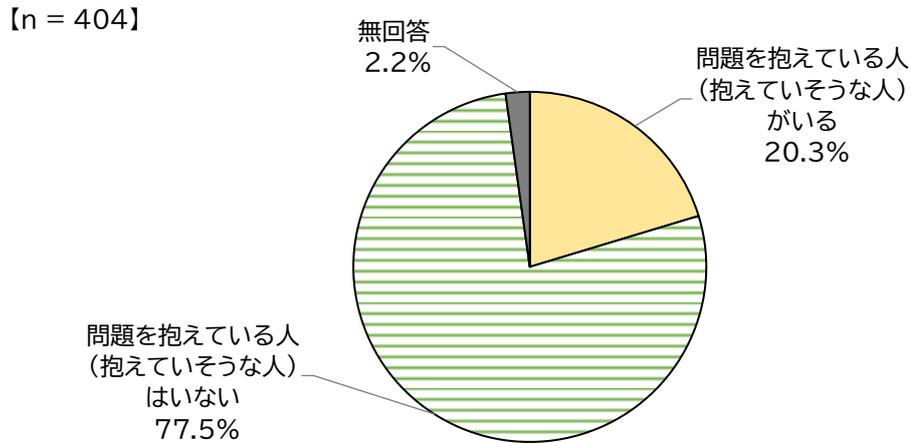
アンケート調査によると、周囲に生活困窮者と思われる人がいるかでは、20.3%が「問題を抱えている人（抱えていそうな人）がいる」と回答しています。また、地域で生活困窮者を支援する場合、どのような支援ができるかでは、「本人または家族等に相談窓口に行くよう促す」が33.9%で最も多い回答として挙げられています。

生活困窮者を早期に把握し支援することができるよう、地域住民、行政、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、ハローワーク等各関係機関が連携し、地域の状況に応じた見守り体制の構築に向けて取り組む必要があります。

また、親世代が貧困状態にあるがために子どもの学力や学歴に格差が生まれ、仕事につくことができなかつたり、働いていても収入が少ないなど、生活に困窮する若者の増加も懸念されています。

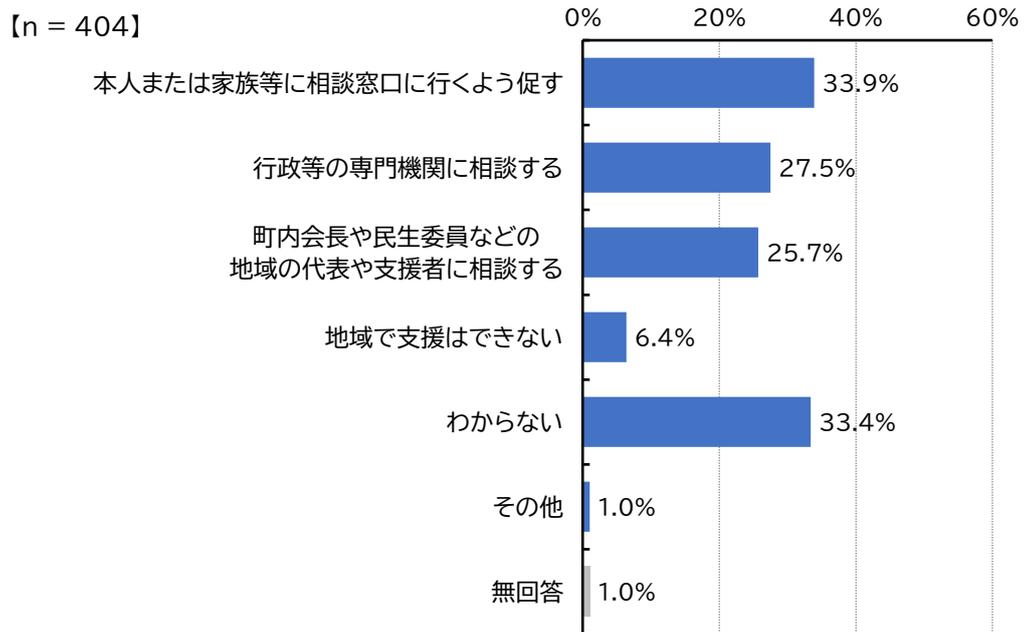
貧困世帯であるために教育を受けられないなど、貧困の連鎖によって子どもの将来が閉ざされることがないように、子どもの貧困対策を総合的に推進していく必要があります。

■周囲に生活困窮者と思われる人がいるか



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

■生活困窮者に出来る支援



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

取組主体	取組内容
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活で困ることがあったら、生活困窮にいたる前に、各種相談窓口にご相談します。</li> <li>● 生活困窮者を発見したら速やかに民生委員・児童委員や行政へつなげます。</li> <li>● 住民同士の普段の付き合いの中で、生活困窮者を支援します。</li> </ul>
地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政や町内会等と連携し、生活困窮者の支援に取り組みます。</li> <li>● 日頃の見守りや地域活動などを通して、支援が必要な生活困窮者の把握に努めます。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙やパンフレットなどで、生活困窮者自立支援相談窓口について、広く周知を図ります。</li> <li>● 町内会や民生委員・児童委員など地域とのネットワークにより、支援を必要としている人の把握に努めます。</li> <li>● 生活困窮者を把握し、自立生活への支援につなげるため、関係機関との連携に努めます。</li> <li>● 親の世代の貧困が子どもにまで連鎖することがないように、教育、生活、保護者の支援などに努めます。</li> <li>● 生活困窮者の支援において、社会資源の把握や活用に努めます。</li> </ul>

## 2

## 人や地域のつながりを大切にするまち



## (1) 地域福祉の意識づくり

## &lt;現状と課題&gt;

すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民、地域、関係団体、行政などさまざまな主体が協力しながら、共に支え合う仕組みを築き、実践していくことが「地域福祉」です。

町民が地域活動に主体的に参加したり、地域での支え合いの仕組みをつくったりするためには、町民一人ひとりがお互いに認め、理解しあい、地域意識（地域に関心を持ち、地域のことを知る）を高める必要があります。そのためには、地域での活動や近所付き合いについての重要性を見つめ直し、思いやりの心や地域住民同士が年齢や障害のある、なし等にかかわらず手を差し伸べられるような心づかいなど、福祉意識の醸成を図ることが重要です。

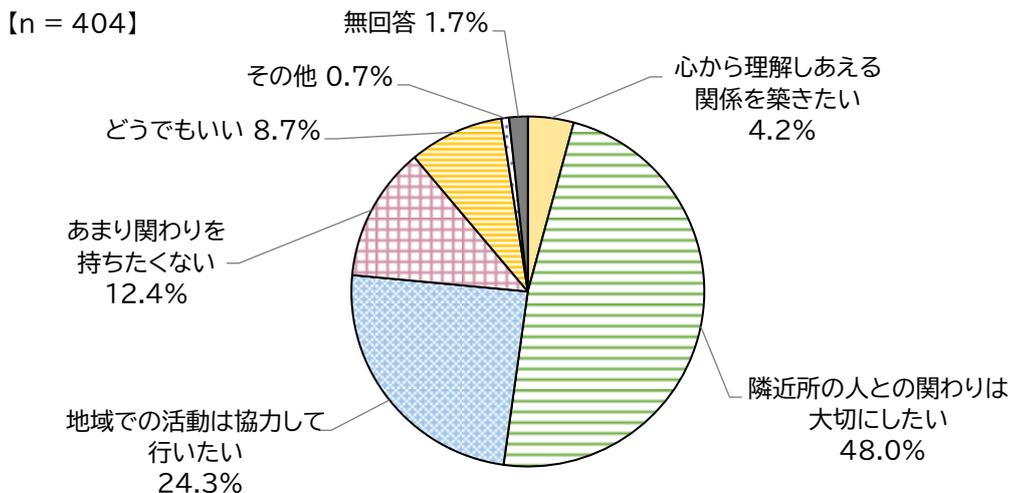
アンケート調査によると、近所との関わりをどのようにしたいかでは、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」、「地域での活動は協力して行いたい」という回答が比較的多いものの、「あまり関わりを持ちたくない」、「どうでもいい」という回答も少なからずありました。

地域福祉の意識の醸成には、幼少期から地域福祉に関心を促す福祉教育を学べる環境づくりを推進し、優しさや、思いやりの心といった福祉の礎を育めるよう、子どもの成長に合わせた段階的な取組を学校等での福祉教育と連携しながら、継続的かつ長期的な視点に立って進めていく必要があります。

アンケート調査によると、地域の助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことでは、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知する」、「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」という回答が少なからず挙げられています。

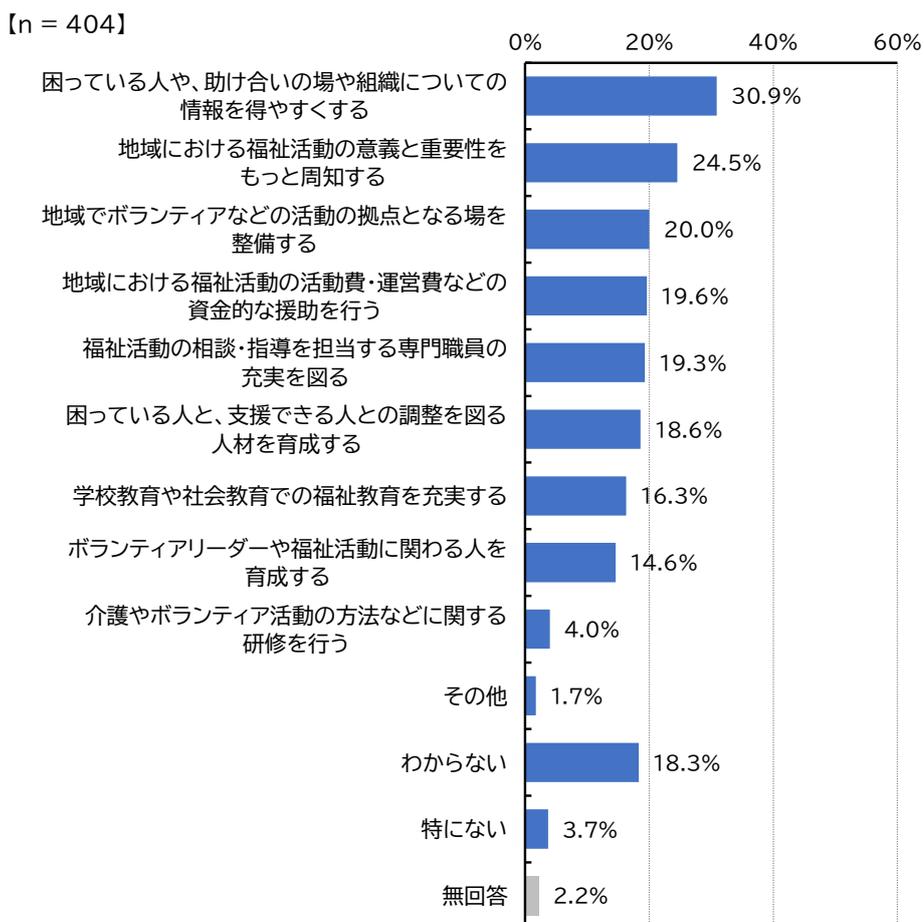
また、地域福祉活動は地域のなかで取り組まれるものであることから、その学びを支援する地域全体の福祉意識に対する理解も重要です。そのため、行政、社会福祉協議会、保育所、認定こども園、学校、家庭などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、住民の福祉意識の醸成に努める必要があります。

■近所との関わりについて



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

■地域における助け合い・支え合い活動に重要なこと



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

## ＜今後の方向性＞

取組主体	取組内容
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 性別や年齢、障害の有無などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。</li> <li>● 高齢者や障害者に対する理解と思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。</li> <li>● 日常生活の中で地域のことに関心を持つように心がけます。</li> <li>● 自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちます。</li> <li>● 福祉に関する講座やイベントなどに積極的に参加します。</li> </ul>
地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の様々なイベントに参加し、福祉情報の提供、高齢者や障害者などの当事者の現状についての情報を発信することで、福祉意識の啓発を行います。</li> <li>● 当事者が地域のイベントに気軽に参加できるよう、情報提供や参加支援に努めます。</li> <li>● 体験学習や出前講座、各種教室開催などにより世代間交流を含めた福祉教育を推進し、様々な立場を理解する機会を提供します。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉教育や各種講座の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の重要性についての意識啓発に努めます。</li> <li>● 学校においても、地域との関わりを持ちながら、児童生徒の地域福祉への理解を深めていきます。</li> <li>● 各小中学校における「総合的な学習の時間」等の中での福祉体験学習や人権教育、社会教育、福祉講演会の開催などを通じて、福祉に対する理解を深め、福祉教育を推進します。</li> <li>● 行事等への参加を希望する人誰もが支障なく参加できるようにするとともに、障害の有無や種別、程度に関わりなく共に集い、理解を深めることができる各種のイベント開催や活動を推進します。</li> </ul>

## (2) 地域の交流の推進

### <現状と課題>

人口減少や少子高齢化、核家族化が進んだことや個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、住んでいる地域における人と人との関わり合いが薄れてきています。また、最近では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛や人と人との交流が制限されるなど、より疎遠化の進行に拍車をかけています。

アンケート調査によると、地域の中で問題と思うものは、「近所付き合いが減っていること」が28.0%で最も多く、次いで「地域での交流機会が少ないこと」(26.5%)が挙げられています。また、安心して生活するために取り組むべき課題は、「隣近所とのコミュニケーション(あいさつなど)」が45.3%で最も多い回答となっています。

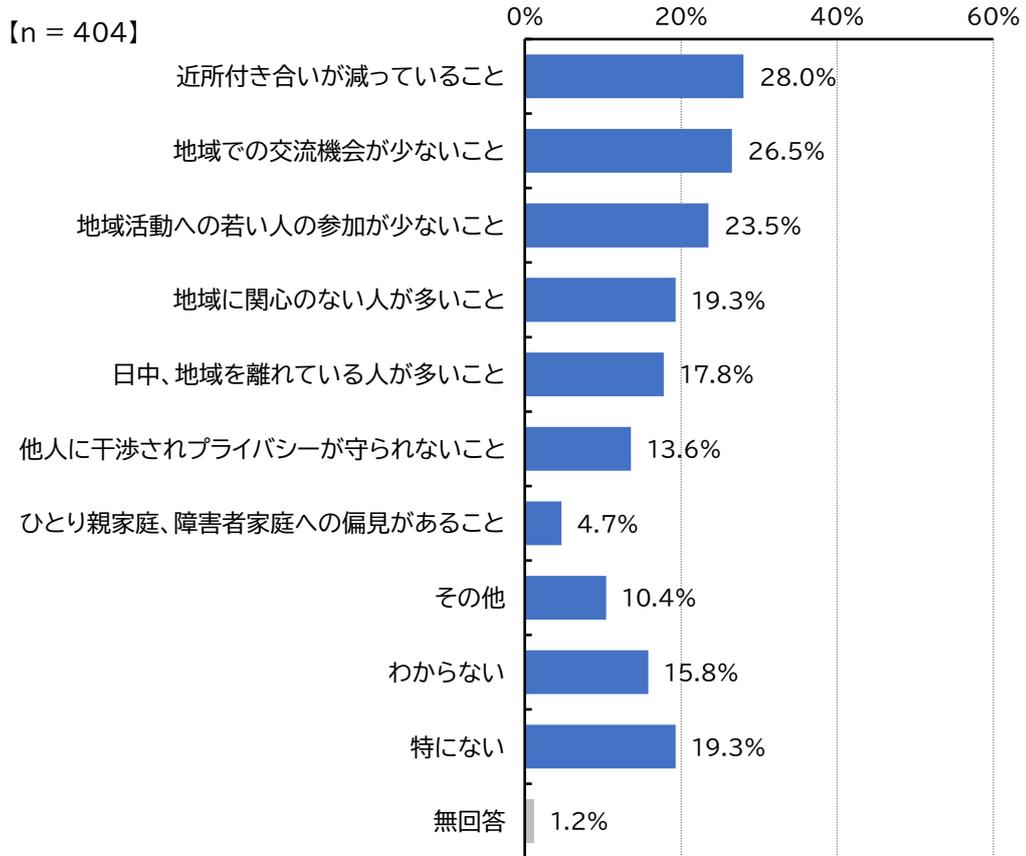
地域住民のつながりを回復し、住民同士が互いの理解を深めるためには性別や世代などの違いを超えて、様々な人が気軽に立ち寄り、安心して参加できる身近な居場所や交流機会を充実させる必要があります。

また、地域における住民のふれあいや交流活動は、強制されるものではないことから、地域住民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを行動へとつなげていくことが必要です。

アンケート調査によると、近所の人困っている時にできることは、「緊急時の通報や連絡」、「安否確認の声かけ」、「話し相手」が比較的多い回答となっています。また、逆に自分が困っている時に近所の人にしてもらいたいことは、同様に「緊急時の通報や連絡」、「安否確認の声かけ」、「話し相手」が比較的多い回答となっています。

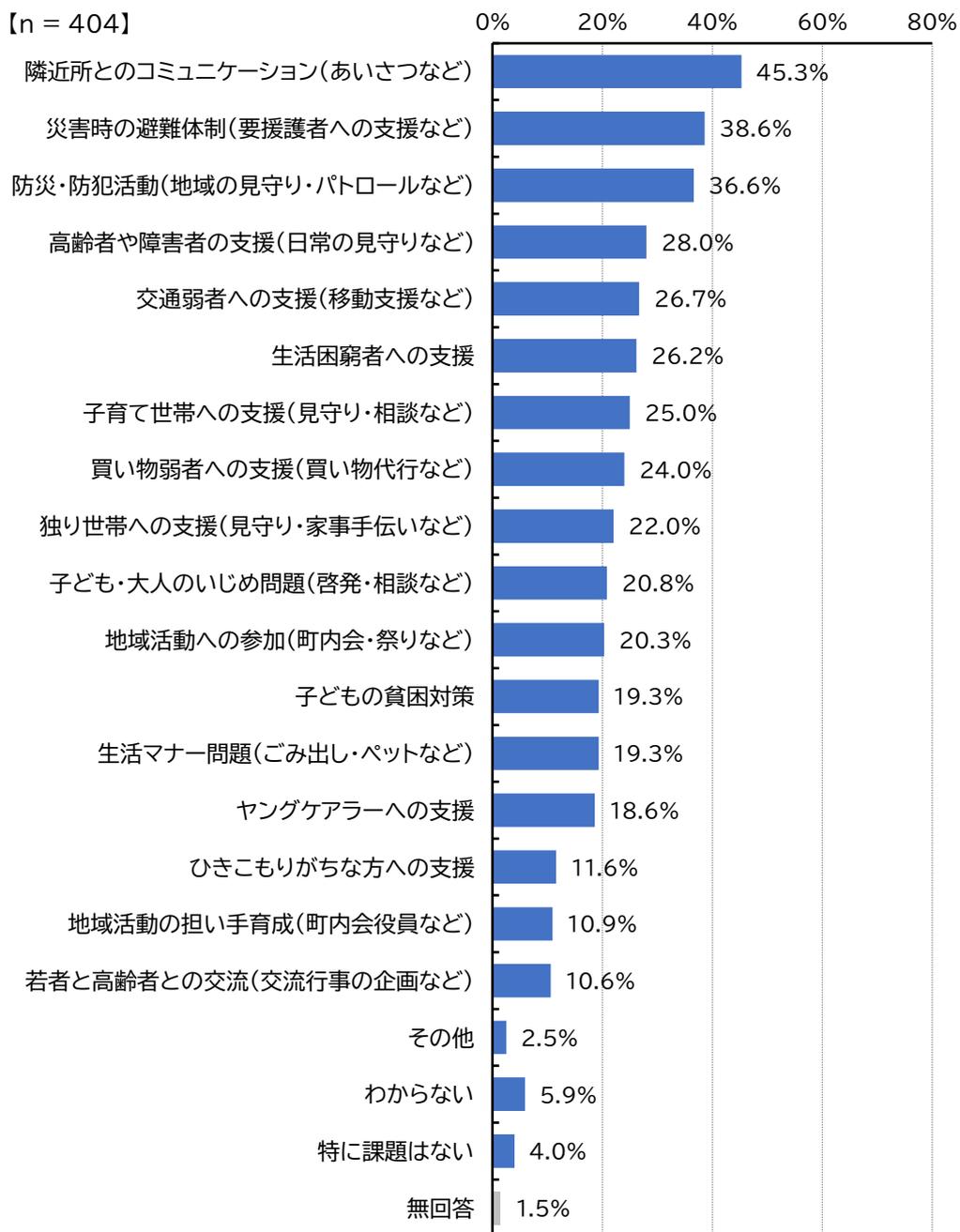
今後、このような地域で手助けしてほしいことや地域でできることが地域の中で日常的に当たり前になされ、特に高齢者の孤立死といった悲惨なケースが発生することのないよう、子どもから高齢者まで誰もが地域福祉の担い手として活動できる環境づくりを推進していく必要があります。

■地域で問題と思うもの



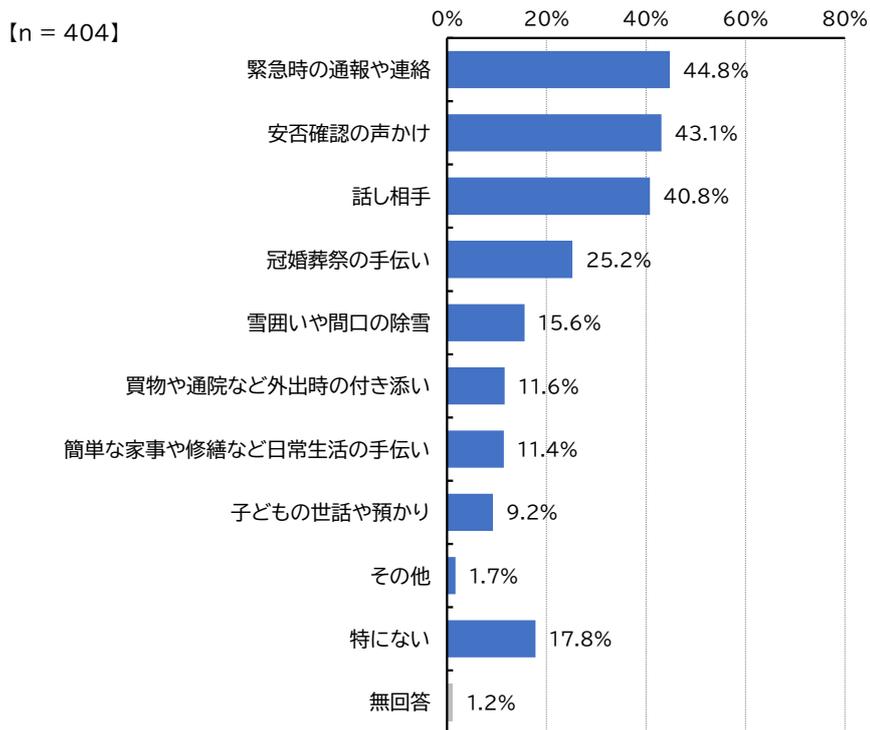
資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

■安心して生活するために取り組むべき課題



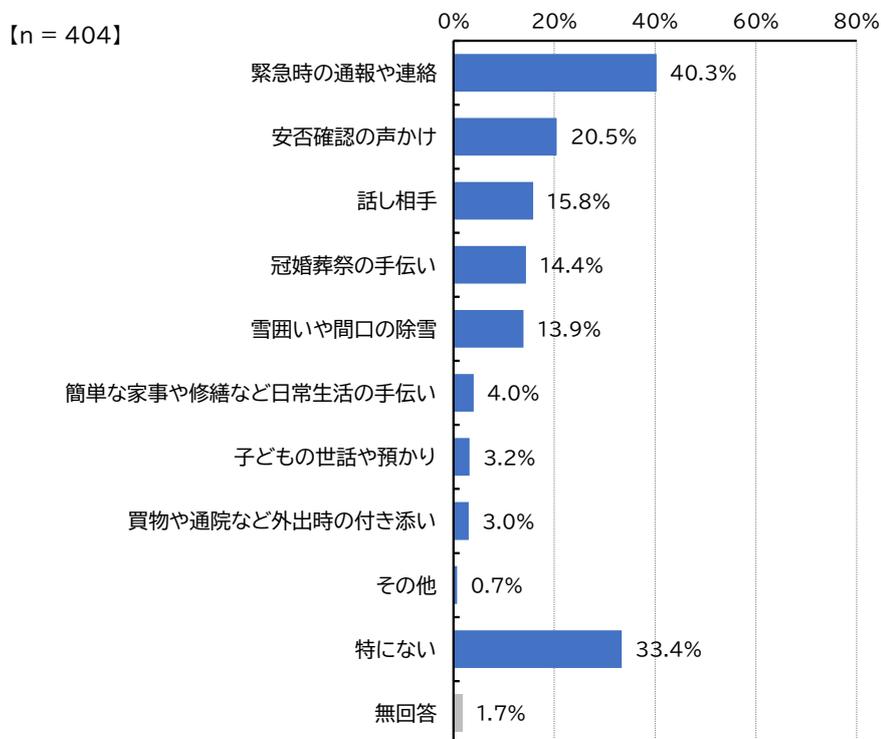
資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

■近所の人困っている時にできること



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

■困っている時に近所の人にしてもらいたいこと



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

取組主体	取組内容
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持ちます。</li> <li>● 日頃から近所付き合いを深め、身近な相談相手を見つけます。</li> <li>● ひとり暮らしの人や子育て世帯などが地域で孤立するのを防ぐため、声かけ、安否確認など交流を活発にします。</li> <li>● 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。</li> <li>● 町内会活動、祭りや行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めます。</li> <li>● 積極的に声掛けをして、町内会活動、祭りや行事などへの参加を促します。</li> </ul>
地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所・認定こども園・学校等と連携し、体験学習や当事者との交流機会を創出します。</li> <li>● 地域で行われている世代間交流活動を支援します。</li> <li>● 地域の集会施設を有効に活用し、交流を推進します。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種地域行事など、町民主体での交流事業の充実に努め、高齢者や障害者のみならず、多世代が気軽に参加し、楽しめる交流の機会づくりを目指します。</li> <li>● 保育所や認定こども園、小中学校、福祉施設などにおける各種行事を通して、地域の人や高齢者、障害者などとのふれあう機会の創出に努めます。</li> <li>● 町民の交流の現状や情報などを広報紙やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。</li> <li>● 地域の集会施設を有効に活用することを推進します。</li> <li>● 地域福祉の推進を目的とする拠点づくりを推進します。</li> </ul>

### (3) 地域活動の促進

#### <現状と課題>

ボランティア活動やNPO活動など、町民による社会福祉分野をはじめ幅広い分野での貢献活動への関心が高まっており、様々な地域活動が行われています。しかし、ボランティア団体やNPO法人が地域の福祉ニーズに対応した福祉活動を行うためには、団体相互の情報交換や地域住民との協働が必要ですが、ボランティア団体やNPO法人の活動がよく知られていなかったり、団体間の連携・情報交換が不十分なために効果的な活動ができないなど活動を妨げている課題があります。

アンケート調査によると、地域活動に参加しているかでは、約4割が「参加している」と回答しているものの、6割以上は「参加していない」と回答しており、参加していない理由では、「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」、「一緒に参加する知り合いがない」、「活動の内容や参加方法がわからない」、「参加したい活動がない」が比較的多い回答として挙げられています。また、ボランティア活動に参加したことがあるかでは、7割以上が「参加したことがない」と回答しており、参加していない理由では「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」、「活動の内容や参加方法がわからない」、「参加したい活動がない」、「一緒に参加する知り合いがない」、「家事や育児が忙しく、参加する時間が取れない」が比較的多い回答として挙げられています。

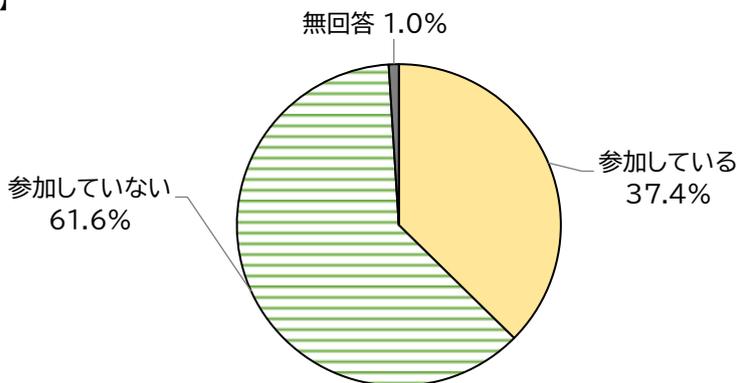
このことから、地域活動やボランティア活動をしたことがない人にも潜在的な参加意欲があり、活動時間や参加できる活動内容への工夫などの条件整備とともに、活動内容や募集に関する情報提供を積極的に行うことにより、参加者の拡大が期待できます。

本町では、板柳町社会福祉協議会が中心となって、ボランティアの育成や活動の推進、支援、連絡調整などを行っています。

今後も、板柳町社会福祉協議会と連携し、地域活動やボランティア活動に関する情報発信の強化や参加条件の工夫を図るなど、住民の地域活動やボランティア活動への参加促進に努めます。

### ■地域活動に参加しているか

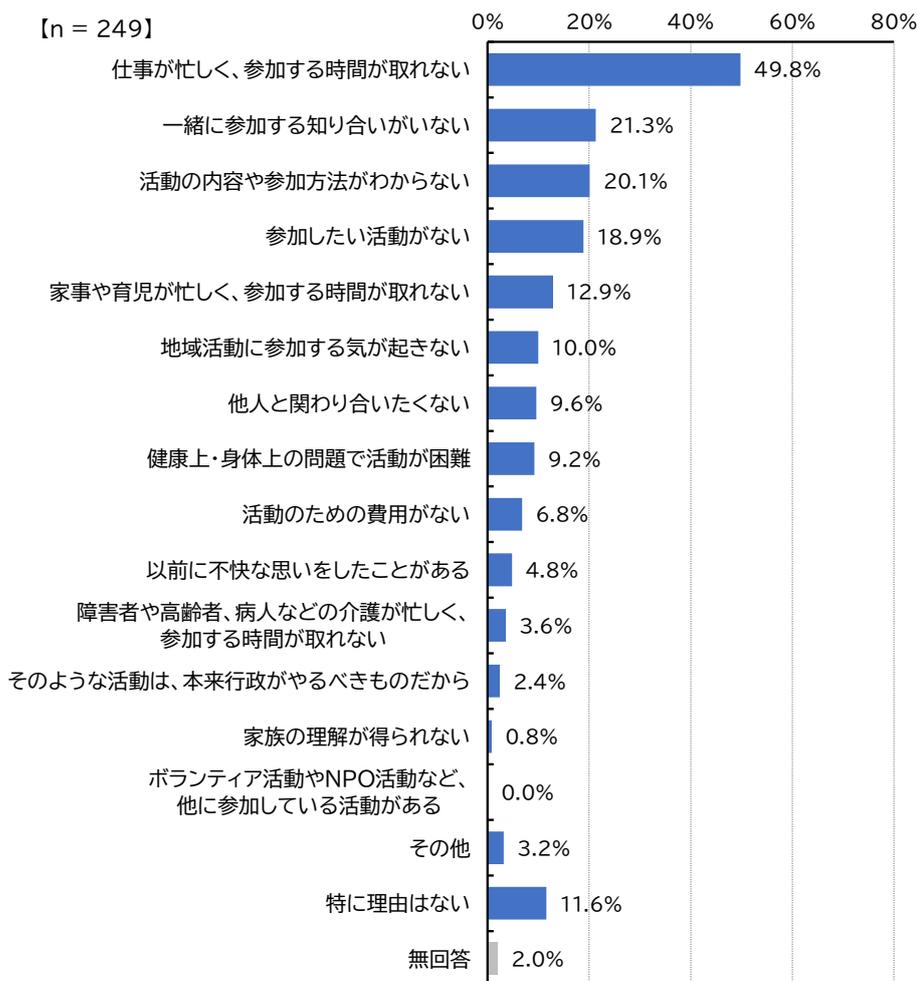
【n = 404】



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

### ■地域活動に参加していない理由

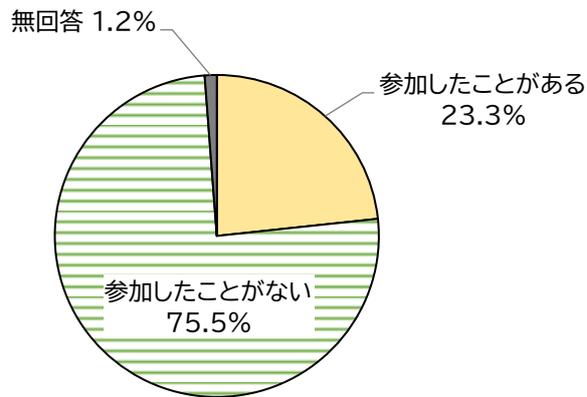
【n = 249】



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

■ ボランティア活動に参加したことがあるか

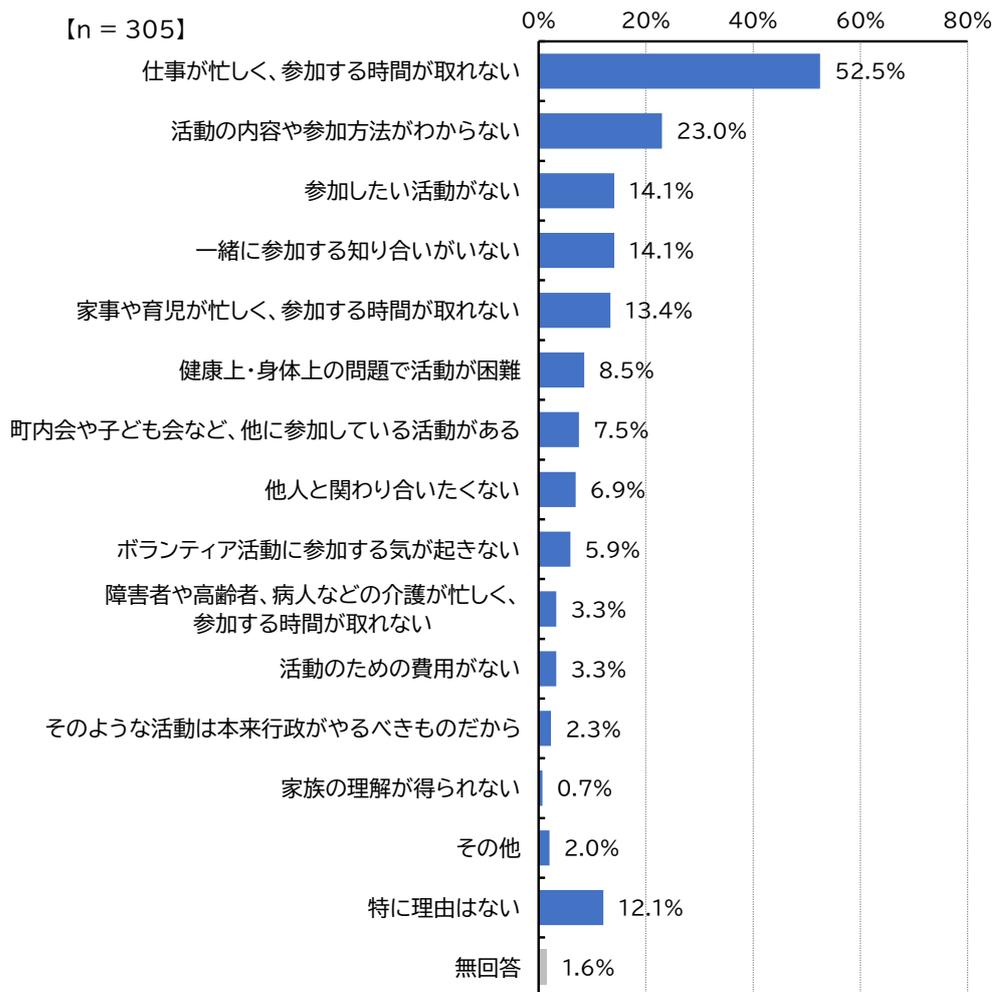
【n = 404】



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

■ ボランティア活動に参加したことがない理由

【n = 305】



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

取組主体	取組内容
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアの重要性や、支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。</li> <li>● 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、地域活動やボランティア活動に参加します。</li> <li>● 地域活動やボランティア活動に友人や知り合いを誘って参加し、活動の輪を広げます。</li> <li>● 各種講座や研修会に積極的に参加します。</li> </ul>
地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアの受け入れを積極的に行い、地域におけるボランティア活動にもつなげます。</li> <li>● 地域で活動している個人・ボランティア団体同士の連携の場をつくり、情報共有や交流促進に取り組みます。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。</li> <li>● 各団体や関係機関との連携体制を強化し、人材育成やボランティア活動、社会活動に関する情報の収集・提供に努めます。</li> <li>● 各学校を通じ、学生ボランティアの育成を図るとともに、各関係機関と連携して地域活動への参加機会を提供します。</li> <li>● ボランティアやNPO法人が積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。</li> <li>● 地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人（担い手）と各種団体や機関を結びつけるコーディネートやマッチングを行う拠点や仕組みづくりを促進します。</li> <li>● 社会福祉協議会が地域の福祉を推進する団体としてその役割を発揮できるよう支援します。</li> </ul>

## (4) 地域福祉を支える人材確保と育成

### <現状と課題>

地域で行われる様々な活動や地域福祉活動を推進していくためには、地域で生活する多くの人たちの参加と地域においてリーダーとなる人材の確保が必要ですが、高齢化社会の進行により、地域活動の担い手の減少や役員などの後継者不足など、地域における福祉活動を担う人材の確保が課題となっています。

アンケート調査によると、地域の中で問題と思うものは、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が比較的多い回答で挙げられています。(P39 参照)

町内会、地域の団体を始めとして、人材を必要としている組織や場は数多くあることから、地域が必要としている人材のニーズを的確につかみ、求められる適切な人材を育成するため、講座や研修事業を通じ広く福祉に関する意識を持った人材を育成していくことが必要です。

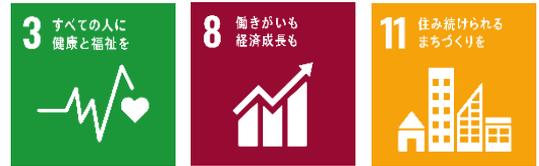
アンケート調査によると、地域の助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことでは、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」という回答が少なからず挙げられています。(P36 参照)

また、地域共生社会の実現に向けた取組においては、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが重要です。支えられる側が、時には支える側になり、様々な立場の人々が、支える側、支えられる側の関係を超えて支え合う地域づくりを進める必要があります。

<今後の方向性>

取組主体	取組内容
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の一員として、できる範囲で地域活動に参加します。</li> <li>● 仕事や趣味などで培った技術や特技を地域活動に役立てます。</li> <li>● 子ども達が、地域のリーダーとして活躍できるような地域づくりに努めます。</li> <li>● 若い世代が地域活動に関心を持ち、地域活動に関わり続けられるような地域づくりに努めます。</li> </ul>
地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体活動等の周知を行い、地域との関わりの中で、人材発掘に努めます。</li> <li>● 地域で活動する人や団体が交流し情報交換できる場づくりに努めます。</li> <li>● 若いリーダー・後継者の育成に努めます。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団塊の世代や高齢者の豊富な知識や経験が、次世代へ引き継がれるよう、地域活動への参加促進を支援します。</li> <li>● 様々な経験や知識を持った地域の人材を登録、活用できる仕組みの構築を進めます。</li> <li>● 潜在的な福祉人材を把握するために、関係機関・団体と連携した情報収集を行います。</li> <li>● 各団体と情報交換などを通して、各種研修会や専門講座などの開催を充実させ、人材の育成に努めます。</li> <li>● 地域住民・関係機関・団体と連携を強化し、地域福祉活動の担い手を確保するとともに、専門職やリーダー、コーディネーターとしての人材の育成を図ります。</li> </ul>

### 3 安心して共に暮らせるまち



#### (1) 災害時の支援体制の充実

##### <現状と課題>

近年、東日本大震災や福島県沖地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。本町においても、令和4年8月の記録的な大雨では、河川の増水等による農業への被害が発生しています。

東日本大震災の犠牲者のうち、65歳以上の高齢者の割合は約6割であり、また、障害のある人の死亡率は、障害のない人の約2倍という調査報告があります。こうした災害を受けた高齢者や障害者のほか、傷病者等といった地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じていることもあります。

調査報告から分かるとおり、大規模な災害発生時には、災害時要配慮者の避難をいかに迅速にし、避難後もどう支援していくかという課題があります。

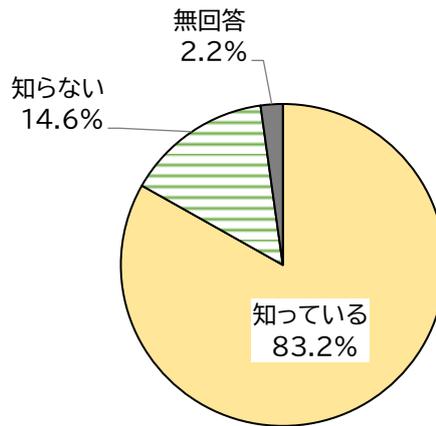
アンケート調査によると、災害時の避難場所を知っているかは、14.6%が「知らない」と回答しています。また、災害時に避難することができるかは、大半が「できる」と回答しているものの「できない」という回答もありました。さらに、災害発生時に困ることは、「物資の入手方法などがわからない」、「災害の情報がわからない」、「必要な治療が受けられない」、「安全な場所に避難できない」が比較的多い回答として挙げられています。

本町では、「板柳町地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、町内会や関係機関などの協力を得ながら、自力では避難できない障害者や高齢者などの「避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。

今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう防災体制の充実を図り、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みを整えておくことや避難所での生活を総合的に支援できる体制の確保が重要となります。

■災害時の避難場所を知っているか

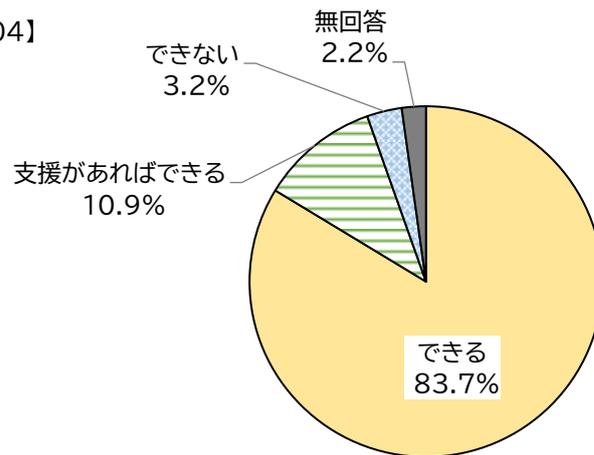
【n = 404】



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

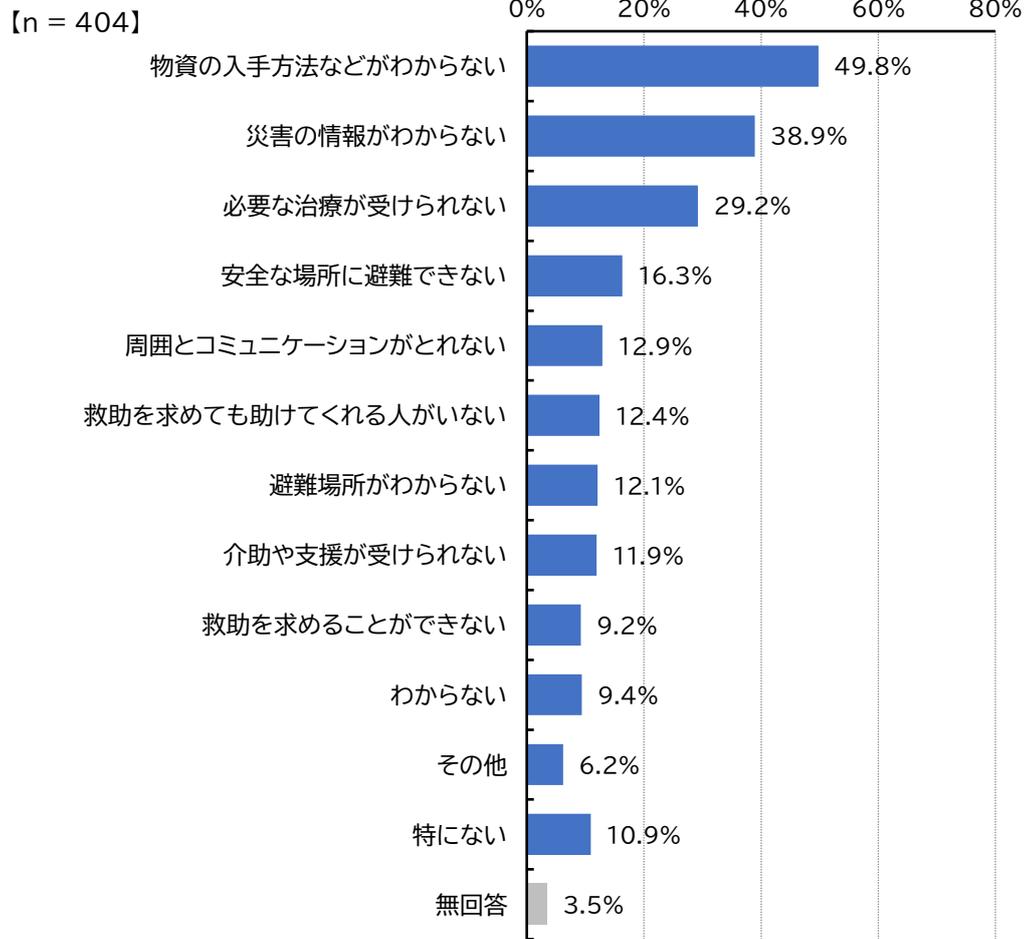
■災害時に避難することができるか

【n = 404】



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

■災害発生時に困ること



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

<今後の方向性>

取組主体	取組内容
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日頃の近所付き合いの中から、避難時に支援が必要な人の存在に気付き、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を築きます。</li> <li>● 助けが必要な人は事前に周りや行政に自分の情報を伝えます。</li> <li>● 防災訓練等を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行います。</li> <li>● 日頃から防災グッズや食料・飲料水を準備します。</li> <li>● 避難行動要支援者の避難支援に積極的に協力します。</li> </ul>
地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時の安全確保が十分行われるよう、行政や社会福祉協議会と情報を共有し、連携できるよう努めます。</li> <li>● 地域の安全は地域で守る意識の醸成を図るとともに、地域における自主防災活動の組織づくりを推進します。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙やホームページなどにより、地域での防災の意識づくりに努めます。</li> <li>● 警察署や消防署、自主防災組織との連携体制を構築し、防災や避難に必要な情報の共有を図るとともに、防災に関する自主活動の活性化を推進します。</li> <li>● 広報紙への掲載や説明会の開催などにより、避難行動要支援者の避難支援に関する内容の周知を図るとともに、防災訓練などで実践的、効果的な防災対策を講じます。</li> <li>● 板柳町地域防災計画に基づき、地域における防災対策及び災害時支援体制の充実を図ります。</li> </ul>

## (2) 防犯対策の充実

### <現状と課題>

人口減少や少子高齢化の進展により、昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になるにつれ、地域の防犯力の機能低下が懸念されています。

多様化する犯罪に対応するためには、警察等による防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を発揮する中で、隣近所の日常的な声かけや支え合いなど、地域住民によるネットワークによって、日頃から犯罪に備えたまちづくりが求められます。

アンケート調査によると、安心して生活するために取り組むべき課題では、「防災・防犯活動(地域の見守り・パトロールなど)」、「高齢者や障害者の支援(日常の見守りなど)」、「子育て世帯への支援(見守り・相談など)」が比較的多い回答として挙げられており、防災・防犯活動を含め、見守り活動への要望が強いことが分かります。(P40 参照)

また、依然として高齢者や障害者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺事件の発生が後を絶ちません。報道されている情報等によると、高齢者や障害者だけでなく、子どもや女性が犯罪に巻き込まれることも少なくありません。

凶悪化、多様化する犯罪に対応するためには、警察等による防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。

<今後の方向性>

取組主体	取組内容
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あいさつを通して、地域の顔見知りを増やします。</li> <li>● 普段から家族で防犯の話をするなど、防犯意識を高めます。</li> <li>● 防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。</li> <li>● 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。</li> <li>● 子どもが知らない人からの「声かけ」や「つきまとい」などの被害を受けた時に、助けを求めて逃げ込むための場所を提供する「子ども 110 番の家」の取組に協力します。</li> <li>● 登下校の時間帯に合わせた買い物や犬の散歩などを行い、地域で子どもたちを犯罪から守ります。</li> </ul>
地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警察や各家庭、保育所、学校、自治会、防犯協会などと連携し、防犯パトロールなど地域の防犯活動に参加します。</li> <li>● 福祉サービス利用者等を犯罪から守るため、遭遇しやすい犯罪情報を周知します。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、地域での防犯の意識づくりを呼びかけます。</li> <li>● 地域の安全環境づくりのため、防犯灯の設置など防犯施設の充実を図ります。</li> <li>● 警察署や消防署、地域防犯組織との連携体制を構築し、防犯情報の共有を図るとともに、防犯に関する自主活動の活性化を推進します。</li> <li>● 警察署と連携し、防犯情報の共有を図ります。</li> <li>● 防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。</li> <li>● 高齢者等を狙った悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体等での学習の機会を利用して知識の普及啓発に努めます。</li> </ul>

### (3) 健康づくり・介護予防の推進

#### <現状と課題>

年齢を重ねても生涯現役で、住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることは誰もが願うことであり、地域福祉の目的の一つでもあります。しかし、食生活が豊かで、生活様式が多様化している現代社会では、生活習慣病が増加し、自身の健康や老後の生活に不安を感じている人が少なくありません。

また、急速な高齢化とともに、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人の増加も深刻な社会問題となっています。

アンケート調査によると、日常生活で不安に思うことは、「自分や家族の老後のこと」、「自分や家族の健康のこと」、「介護に関すること」の回答が比較的多く、健康や介護についてのことが上位に挙げられています。

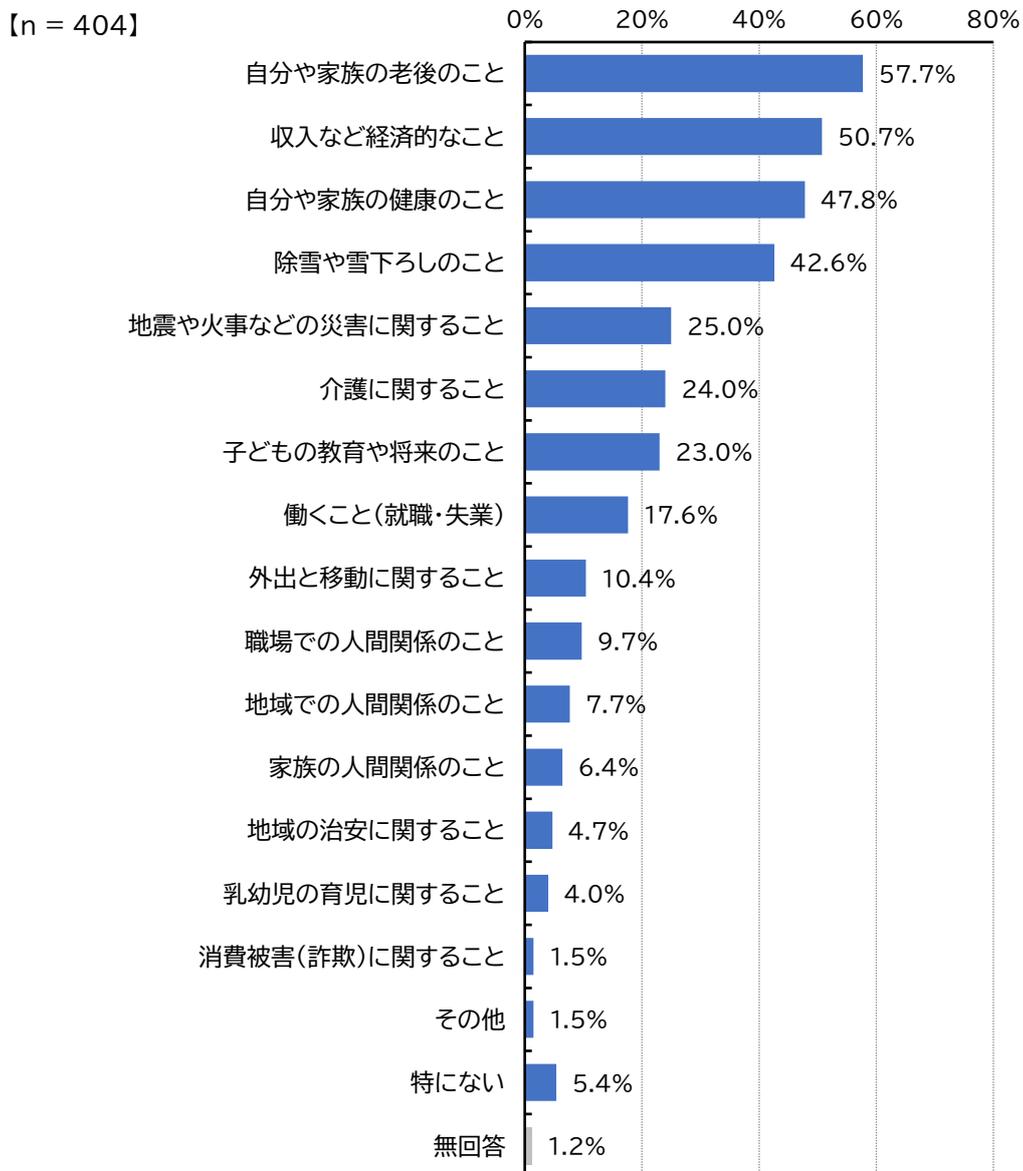
地域住民の健康づくり、介護予防のためには、福祉や医療等の支援体制の構築とともに、健診受診をきっかけとして自分の健康は、「自らづくり、守る」という意識が重要となります。

健康づくりの基本となる食事や体操等の講習会や教室等への参加は、交流の促進にもつながり、さらに、一人ではなく、仲間同士で健康維持活動を行うことで、効果や活動の継続が期待できると考えられます。

また、こころの健康は、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な要素であり、「生活の質」に大きく影響します。こころの健康を保つためには、適度な運動と休養、バランスのとれた食生活、ストレスとの上手なつきあい方が重要です。

さらに、こころの健康を保てなくなると自殺につながる恐れがあります。自殺対策は、健康、経済、家庭等様々な問題に対する取組が必要なことから、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との連携を図り、それぞれの役割を踏まえながら、より効果的かつ総合的に自殺対策を推進する必要があります。

■日常生活で不安に思うこと



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

## ＜今後の方向性＞

取組主体	取組内容
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康診査を受診します。</li> <li>● 日頃から自らの健康管理の意識を高め、必要に応じてかかりつけ医に相談します。</li> <li>● 生活習慣の改善や健康づくりを実践します。</li> <li>● 健康教室や介護予防教室などに積極的に参加します。</li> <li>● 自分や周りの人の、こころの健康に関心を持ちます。</li> <li>● 意識的に外出する機会を設け、自ら引きこもりがちにならないよう心がけ、健康維持や介護予防に努めます。</li> </ul>
地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体活動の中で、健康づくりや介護予防を支援します。</li> <li>● 健康づくりを目的とした活動の充実に努めます。</li> <li>● 地域において介護予防のための体操教室の開催・運営を行います。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病の発症予防、重症化予防のため健康診査及び各種がん検診の受診率向上に努めます。</li> <li>● 自らの健康に関心を持ち、生活習慣を見直し、主体的に健康づくりを取り組めるような場を提供します。</li> <li>● こころの病気の知識を普及啓発します。</li> <li>● 介護予防に関する講演会や研修会などを開催し、基本的な知識の普及と町民の意識の啓発に努めます。</li> <li>● 地域・職場・学校等における自殺予防の啓発活動を継続して行っていきます。</li> </ul>

## (4) 社会参加の促進と生きがいづくり

### <現状と課題>

住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らし続けるためには、日々の営みの中で「生きがい」をどのように感じるかが課題となります。高齢者が地域活動に参加したり、町内会やボランティア活動で役割を担ったりすることは、生きがいや心身の健康にもつながります。

また、長年にわたって地域を支えてきた高齢者は、人生の中で豊かな知識、経験、技能を培っています。こうした能力を地域社会の様々なニーズに活かすことは、高齢者自身の生きがいにつながるとともに、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化に結びつく原動力となります。

また、障害者が地域で充実した生活を送るためには、芸術や文化、スポーツ活動等の社会参加を積極的に進め、参加しやすい環境づくりを行うことが必要です。そうした活動は、障害者の生活の質の向上や、その人が持つ個性を発揮しながら、自分らしい暮らしを営むうえで重要であるとともに、参加を通じて障害者に対する理解が促進されることにもつながります。

社会福祉協議会、町内会等と連携し、高齢者や障害者が地域福祉の担い手として、また、地域社会の一員として、生き生きとした活動が行えるための場づくりが重要となります。

また、生きがいづくりは、保健・医療・福祉の施策の範囲を超える多面的なアプローチが必要となることから、町の関係各課の連携はもちろんのこと、住民や関係機関等とも協働・連携し、生きがい活動の促進を図る必要があります。

## &lt;今後の方向性&gt;

取組主体	取組内容
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動、生涯学習や就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探します。</li> <li>● 意識的に外出する機会を設け、自ら引きこもりがちにならないよう心がけます。</li> <li>● 積極的に社会参加し、自らの技術や経験を伝え広めることで、生きがいを追求します。</li> <li>● 隣近所、同世代など、仲間同士で行う健康づくりや趣味活動に積極的に取り組みます。</li> </ul>
地域団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体活動への参加を勧めるなど、生きがい活動の選択肢としての団体活動を周知します。</li> <li>● 当事者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供します。</li> <li>● 地域の様々な活動を通じたネットワークにより、地域の課題解決につなげていきます。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯学習の機会を充実するとともに、町民が生きがいを持って取り組む様々な活動を支援し、地域福祉活動の推進役の養成を図ります。</li> <li>● 高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを推進するため、老人クラブなどによる生涯現役活動づくりを支援します。</li> <li>● シルバー人材センターなどの研修やサポート体制の充実や、気軽に依頼・利用できるような仕事・業務の開拓や広報・啓発活動を支援し、高齢者が活躍できる場の充実を図ります。</li> <li>● 活動に参加する人たちが持つ経験や能力、特技や趣味を活かし、交流を深めることができるような場や機会の充実を図ります。</li> <li>● 住民の多様なライフスタイルを尊重しながら、地域に暮らす多くの人たちが地域行事やイベントに参加できるよう工夫します。</li> </ul>



## 第5章

# 板柳町成年後見制度 利用促進基本計画



## 第5章 板柳町成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 計画策定の趣旨

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月15日に公布し、同年5月13日に施行しました。この法に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年3月24日に閣議決定されています。また、この計画は令和3年度が計画の最終年度であることから、計画を見直し、基本的な考え方として「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」を位置づけ、新たに「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を令和4年3月25日に閣議決定しています。

この法では、第14条第1項において、市町村は国基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本町においても、国の基本計画及び法に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として本制度を利用することができるよう、必要な体制整備や関係機関との連携などの取組を進めます。

## (2) 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人の財産や権利を法律的に保護し支援する制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人等」が、本人に代わり生活全般にかかる必要な意思決定を支援し、本人が不利益を受けないようにします。

成年後見制度は大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

### ○法定後見制度

家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所が選任した支援者(成年後見人等)が選ばれる制度です。

「後見(判断能力が欠けている人)」、「保佐(判断能力が著しく不十分な人)」、「補助(判断能力が不十分な人)」という3つの類型があり、本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所が類型を決定します。

### ○任意後見制度

本人の判断能力が低下した時に備えて、本人に十分な判断力があるうちに、あらかじめ支援者を誰にするか、将来の財産管理や身の回りのことについて何を支援してもらうかを契約(任意後見契約)により決めておく制度です。

### (3) 計画の位置づけ及び計画の期間

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき、本町の成年後見制度の利用促進に関わる基本的な計画として、「第2次板柳町地域福祉計画」と一体的に策定します。

また、計画期間は、「第2次板柳町地域福祉計画」に準じ、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

（目的）

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

### (4) 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、「第2次板柳町地域福祉計画」の進捗管理と一体的に行います。

## 2 本町の現状

### (1) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、申立に必要な経費（収入印紙代、登記印紙代、郵便切手、診断書料、鑑定費用など）及び家庭裁判所の審判に基づく成年後見人等の報酬の全部または一部を助成しています。

平成29年度から令和3年度までの助成実績は、報酬の助成が6件となっています。

#### ■成年後見制度利用支援事業利用件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合 計	0	0	2	3	1
費用助成	0	0	0	0	0
報酬助成	0	0	2	3	1

資料：介護福祉課

### (2) 成年後見制度首長申立

成年後見制度を利用するには、管轄の家庭裁判所へ申立て手続きを行います。申立人は、本人または本人の四親等内の親族（配偶者、子ども、両親等）が担いますが、身寄りがない等、様々な事情により町長が申立てをする場合があります。

本町の町長申立件数は、平成29年度以降、0件となっています。

#### ■成年後見制度 町長申立件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
後見	0	0	0	0	0
保佐	0	0	0	0	0
補助	0	0	0	0	0
任意後見	0	0	0	0	0

資料：介護福祉課

### (3) 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、高齢や障害により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している人または在宅で生活する予定の人が、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の援助等の支援が受けられる事業です。

本町では、板柳町社会福祉協議会において実施しており、平成29年度以降の利用実績はのべ5人です。

#### ■日常生活自立支援事業利用者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	1	1	1	1	1

資料：板柳町社会福祉協議会

### 3 課題の整理

本町では、年々高齢化率の上昇がみられ、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯も増え続けています。(P 8・13 参照) 要支援・要介護認定者数は横ばい傾向で推移し、障害者手帳所持者数も、急激な増減はないものの一定の人が所持しています。(P16・17 参照) 今後、認知症高齢者数の増加も予測され、成年後見制度の需要が高まっていくことが想定されます。

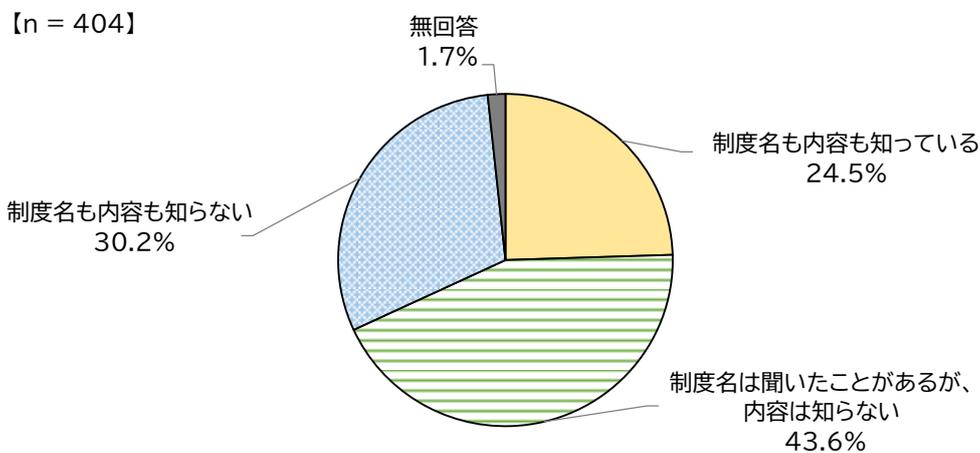
アンケート調査によると、成年後見制度を知っているかは、「制度名も内容も知っている」と回答した人の割合は 24.5%と決して多いとは言えない状況にあります。

成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が不十分な高齢者や障害者に代わり、成年後見人等が財産管理等を行うことで、本人の権利を守り生活を支援するための制度であり、判断能力の不十分な高齢者等を支える重要な手段となっていますが、制度への関心や理解は十分とは言えない状況です。

成年後見制度の対象となる本人や親族だけでなく、本人と身近な福祉や医療、地域の関係者を含め、制度利用に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、制度を必要とする住民の支援や利用につなげるための体制づくりを進める必要があります。

このほか、日常生活を支援する制度として、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業が社会福祉協議会によって実施されていますが、アンケート調査によると、日常生活自立支援事業について、「事業名も内容も知っている」と回答した人の割合は 9.6%と成年後見制度より低く周知や理解は十分とは言えない状況です。今後も引き続き事業の普及啓発に努める必要があります。

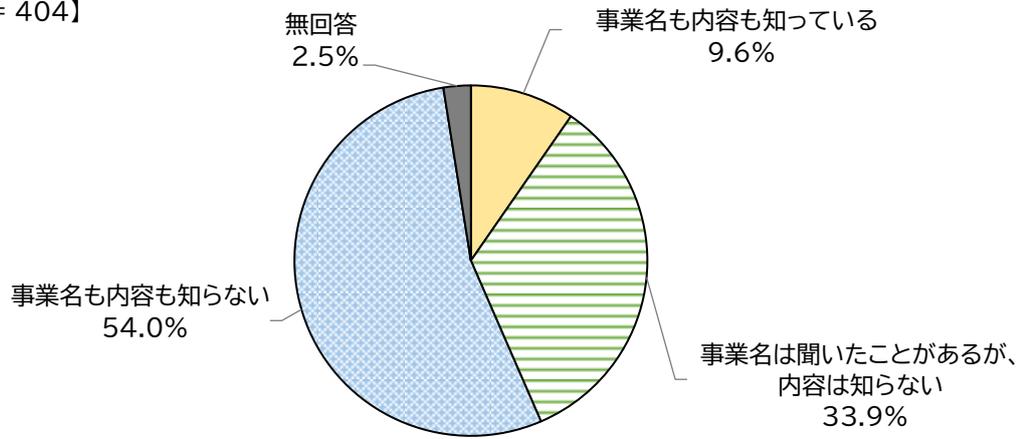
#### ■成年後見制度を知っているか



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

■日常生活自立支援事業を知っているか

【n = 404】



資料：板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査

## 4 計画の基本目標

高齢者、障害者の状況や成年後見制度に関する国の動向などを踏まえ、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、3つの基本目標を定め、成年後見制度の利用促進を図ります。

### 【基本目標1 利用者がメリットを実感できる制度運用】

成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援、身上保護の側面を重視します。

### 【基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築】

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指し、本人の親族や司法・医療・福祉などの専門職団体、地域の関係機関などが連携するネットワークを構築し、本人及び後見人等を支援する体制を整備します。

### 【基本目標3 制度の周知・啓発及び不正防止の徹底】

成年後見制度が利用者にとって安心かつ安全なものとなるよう、制度の正しい理解を図り、関係機関と連携して不正を防止する仕組みを構築します。

## 5 今後の方向性

### (1) 基本目標 1 利用者がメリットを実感できる制度運用

取組	取組内容
後見人選任における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人の状況等に応じて適切な成年後見人等候補者が選定されるよう、的確な情報提供に努めます。</li> </ul>
成年後見制度と他のサービスとの一体的提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な後見類型等の選択等、速やかに必要な制度利用に繋げる支援を行うとともに他の公的サービス等と連動した一体的なサービス提供を図ります。</li> <li>●関係機関と連携し、認知症等により、判断能力が低下した場合のスムーズな成年後見制度利用への移行を図ります。</li> </ul>

### (2) 基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

取組	取組内容
地域連携ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●権利擁護支援、成年後見制度の利用促進強化に向け、成年後見制度に関わる関係団体等が連携を図るネットワークの構築を進めます。</li> </ul>
弘前圏域権利擁護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域連携ネットワークの中核となり、地域の権利擁護の機能を果たすよう主導する役割を担う中核機関として「弘前圏域権利擁護支援センター」を運営します。 ※令和2年4月より弘前圏域8市町村（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）共同で設置、運営</li> <li>●地域の相談支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会等）を一次相談窓口、中核機関を二次相談窓口として、それぞれに役割を担い、相互に連携しながら、アセスメントや支援方針の決定を行うなど、地域連携ネットワーク全体のコーディネートを行います。</li> </ul>
利用者の把握と早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療、介護、福祉関係機関や民間事業者、民生委員を始めとする地域の様々な団体等と地域連携ネットワークを構築し、利用者を早期に把握し制度利用に繋げるよう支援します。</li> </ul>

(3) 基本目標3 制度の周知・啓発及び不正防止の徹底

取組	取組内容
成年後見制度に関する情報発信・意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙、ホームページ、パンフレット等の活用のほか、講演会等を開催し、制度について正しく周知をします。</li> <li>● 高齢者や障害者の支援に携わる関係者等を対象とした研修会等を開催し、成年後見制度に関する理解を深めます。</li> </ul>
不正防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備し、不正の未然防止を図ります。</li> <li>● 広く町民へ制度の理解を促し、普及啓発を行うことで不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。</li> </ul>

## 第6章

# 板柳町再犯防止推進計画



## 第6章 板柳町再犯防止推進計画

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 計画策定の趣旨

国では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進し、再犯を防止することが犯罪対策において重要なことから、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、「再犯の防止等の推進に関する法律」を平成28年12月14日に公布、施行しました。この法に基づき、「再犯防止推進計画」が平成29年12月15日に閣議決定されています。

この法では、第8条第1項において、市町村は国推進計画を勘案し、当該市町村の区域における再犯防止等に関する施策についての地方再犯防止計画を定めるよう努めるものとされています。

本町においても、国の推進計画及び法に基づき、再犯防止推進計画を策定し、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、必要な体制整備や関係機関との連携などの取組を進めます。

#### (2) 計画の位置づけ及び計画の期間

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、政策的に関連の深い、「第2次板柳町地域福祉計画」と一体的に策定します。

また、計画期間は、「第2次板柳町地域福祉計画」に準じ、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

### （3）計画の進行管理

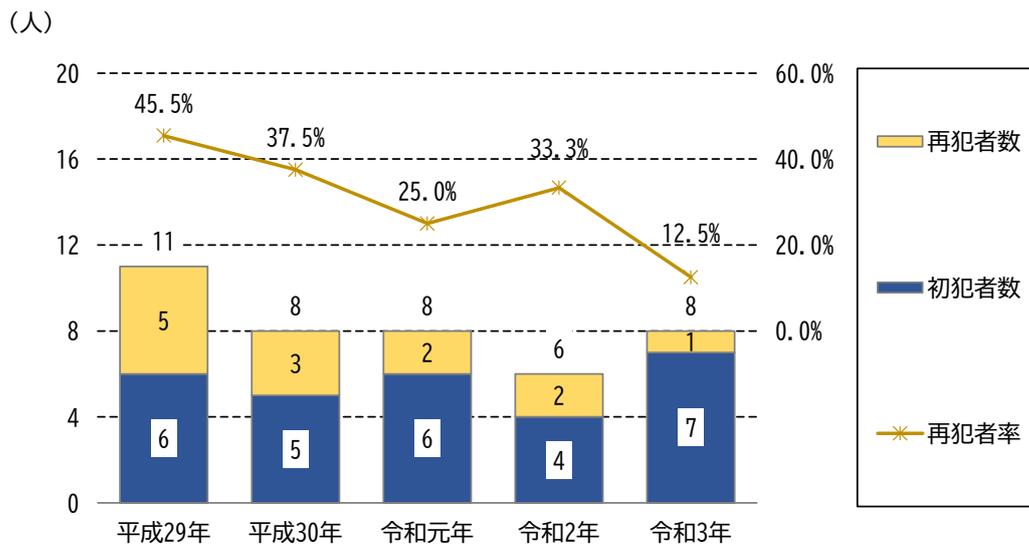
本計画の進捗状況の管理・評価については、「第2次板柳町地域福祉計画」の進捗管理と一体的に行います。

## 2 本町の現状

### (1) 刑法犯検挙者数の推移

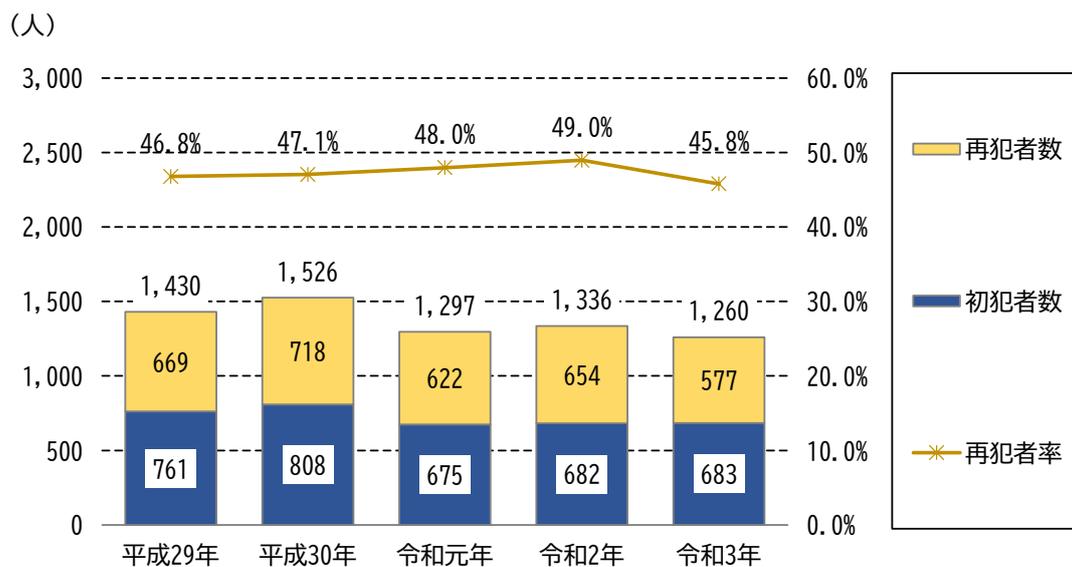
板柳警察署管内の刑法犯検挙者数は、横ばい傾向で推移し、令和3年では初犯者数7人、再犯者数1人、再犯者率12.5%となっています。

#### ■刑法犯検挙者数の推移(板柳警察署管内)



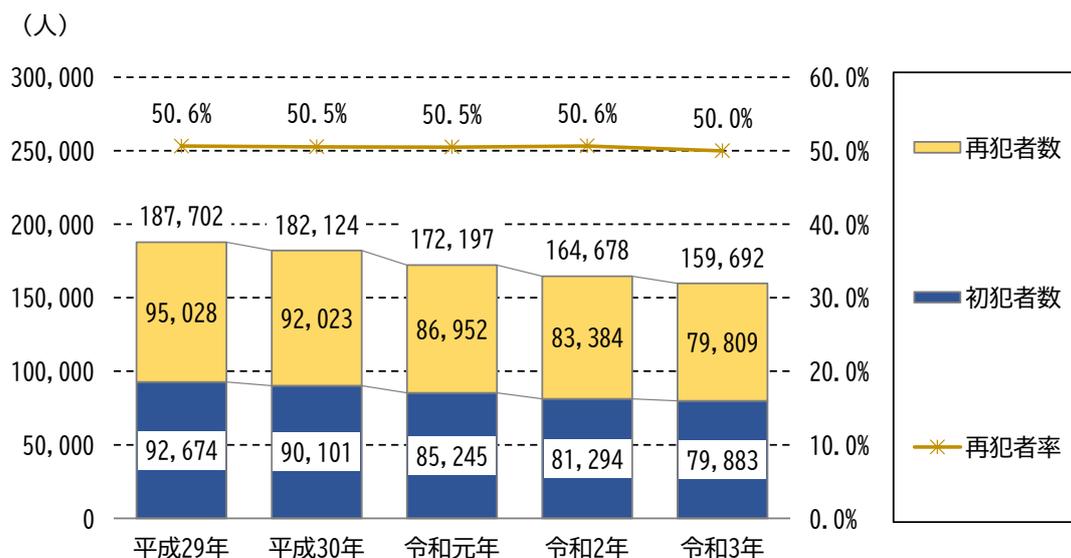
資料：法務省矯正局提供データを基に作成

#### ■刑法犯検挙者数の推移(青森県全体)



資料：法務省矯正局提供データを基に作成

■ 刑法犯検挙者数の推移(全国)



資料：法務省矯正局提供データを基に作成

(2) 罪種別、刑法犯検挙者数及び薬物事犯検挙者数

令和3年の罪種別、刑法犯検挙者数は、窃盗犯が5人、粗暴犯が2人、知能犯が1人となっています。また、無職者数は8人中4人、65歳以上は8人中3人となっています。

■ 令和3年の罪種別、刑法犯検挙者数及び薬物事犯検挙者数(板柳警察署管内)

	刑法犯検挙者数						薬物事犯
	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	
総数(人)	8	0	2	5	1	0	0
再犯者数(人)	1	0	1	0	0	0	0
再犯者率(%)	12.5	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無職者数(人)	4	0	0	4	0	0	0
無職者の割合(%)	50.0	0.0	0.0	80.0	0.0	0.0	0.0
65歳以上(人)	3	0	1	2	0	0	0
65歳以上の割合(%)	37.5	0.0	50.0	40.0	0.0	0.0	0.0

資料：法務省矯正局提供データを基に作成

### 3 課題の整理

国全体の犯罪情勢を見ると、刑法犯の認知件数は平成14年をピークに減少傾向にあります。検挙人員に占める再犯者の割合は上昇し続け、約6割が再犯者によるものとなっています。これは、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別が根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあるからです。犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会を構成する一員となることを支援していくことが求められています。

また、犯罪や非行をした人の中には、社会生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯に至る人もおり、加えて、薬物依存症に対しても対策が求められています。犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる地域共生社会にするため、住民への広報・啓発とともに、支援体制を構築することが求められます。

## 4 計画の基本目標

再犯防止に関する国の動向などを踏まえ、犯罪をした者等を支援し、再犯を防止するため、5つの基本目標を定め、再犯防止の推進に努めます。

### 【基本目標1 就労・住居の確保】

不安定な就労が再犯リスクとなっていることから、再犯防止に向けて就労を確保し生活基盤を安定させる取組を推進します。

また、適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るためにも重要であることから、矯正施設からの出所者等の住居確保のための支援に努めます

### 【基本目標2 保健・医療・福祉サービスの利用促進】

再犯防止の観点から、保健・医療・福祉サービスを必要とする犯罪をした人等に対し、必要なサービスが提供されるよう関係機関・団体等と連携を図り、地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進します。

### 【基本目標3 学校等と連携した修学支援の実施】

非行等による学校教育の中断を防ぐため、学校や地域と連携し、非行の未然防止に向けた取組を推進します。

また、関係機関・団体等と連携して、犯罪をした人等が学校や地域社会において再び学ぶための環境づくりに努めます。

### 【基本目標4 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進】

犯罪をした人等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援するため、地域住民の理解と協力を得られるよう、再犯防止や犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性について理解の促進を図ります。

**【基本目標5 再犯防止関係機関等との連携強化】**

再犯防止に関する施策は、就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたっていることから、国の刑事司法関係機関、県、町、民間団体等が協働して再犯防止施策の推進に取り組むことができるよう、連携強化に努めます。

## 5 今後の方向性

### (1) 基本目標 1 就労・住居の確保

取組	取組内容
就労の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、福祉的支援制度を活用して、就職、就労定着を図ります。</li> <li>●就労支援に関する制度及び支援窓口が、犯罪をした人等にとって一層身近なものとなるように、関係機関と連携して周知・広報に努めます。</li> </ul>
住居の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住居に関する情報提供が適時にできるよう関係団体等と連携を図ります。</li> <li>●犯罪をした人等で帰住先が無い人について、その人の状況等にに応じた支援を行います。</li> </ul>

### (2) 基本目標 2 保健・医療・福祉サービスの利用促進

取組	取組内容
保健・医療・福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪をした人等であって自立した生活が困難な人等に対して、必要な保健・医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。</li> </ul>

### (3) 基本目標 3 学校と連携した修学支援の実施

取組	取組内容
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の一体的推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童・生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環とし、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を一体的に推進します。</li> </ul>
地域の関係機関と連携した非行少年等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたっては、子ども自身や家族の抱える特性や背景を理解し、地域の関係機関・民間団体と連携しながら状況に応じた適切な支援を行います。</li> </ul>

## (4) 基本目標4 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

取組	取組内容
広報等を通じた理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙や町ホームページなどを活用し、保護司や更生保護女性会等の活動を紹介し、町民の理解促進を図ります。</li> <li>● 犯罪をした人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする運動や活動を推進します。</li> </ul>

## (5) 基本目標5 再犯防止関係機関等との連携強化

取組	取組内容
保護司活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪や非行をした人の更生を助けることを目的に活動している保護司の活動を支援します。</li> </ul>
各関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再犯防止に関する研修や会議に参加し、県や関係機関との連携を図ります。</li> </ul>



# 第7章

## 計画の推進



## 第7章 計画の推進

### 1 計画の周知

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、町広報紙や町ホームページ上で計画内容を公表します。

### 2 関係機関との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、介護福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である板柳町社会福祉協議会との連携をはじめ、町内会、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、子ども会、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉の推進に努めます。

### 3 計画の進捗管理

計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを行います。



# 資料



# 資料

## 1 板柳町健康福祉事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険事業計画及び老人福祉計画等、保健福祉関係事業に係る事業計画の策定及び進捗状況の協議を目的とし、板柳町健康福祉事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 策定委員会は、事業計画の策定・進捗状況の審議を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる20名以内の者をもって組織する。

- (1) 医療関係者
- (2) 保健関係者
- (3) 介護・福祉関係者
- (4) 議会関係者
- (5) 児童関係者
- (6) 学識経験者
- (7) その他町長が必要と認める者

2 策定委員会の委員は、町長が委嘱する。

3 策定委員会に専門の事項を調査研究させるため、部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。但し欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、策定委員会を代表し、会議を総務する。

3 策定委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、介護福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年8月22日から施行する。
- 2 板柳町介護保険事業計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 2

## 板柳町健康福祉事業計画策定委員会委員名簿

区 分	所 属	職 名	氏 名	備 考
医療関係者	板柳中央病院	院長	照 井 健	
	田中外科内科医院	院長	田 中 正 彦	会長
	渡部胃腸科内科	院長	渡 部 司	
	久米田歯科	院長	久米田 讓	
保健関係者	保健衛生協力委員	会長	成 田 の り 子	
	食生活改善推進員	会長	櫻 庭 智 子	
介護・福祉関係者	社会福祉協議会 老人クラブ連合会	会長 会長	三 戸 武	
	特別養護老人ホーム鶴住荘	園長	秋 田 覚	
	民生児童委員協議会	会長	永 澤 義 男	
	地域包括支援センター	管理者	葛 西 祐 子	
	身体障害者福祉会	会長	田 澤 亮	
議会関係者	町議会福祉建設文教常任 委員会	委員長	鈴 木 清 孝	
児童関係者	主任児童委員		北 川 ち や 子	
	小阿弥保育所鶴住 板柳町子育て支援センター	所長 代表	齊 藤 育 子	
学識経験者			葛 西 瑛 子	副会長
			大 屋 俊 考	
			竹 浪 均	

### 3 策定経過

年 月 日	内 容
令和4年 8月 3日	板柳町健康福祉事業計画策定委員会（書面開催） （1）板柳町地域福祉計画策定のためのアンケート調査 （案）に係る意見書等の提出
令和4年 8月 29日～ 令和4年 9月 20日	アンケート調査の実施
令和4年 11月 30日	板柳町健康福祉事業計画策定委員会 （1）アンケート調査結果について （2）板柳町地域福祉計画骨子（案）について
令和5年 2月 16日	板柳町健康福祉事業計画策定委員会 （1）第2次板柳町地域福祉計画素案について
令和5年 2月 17日～ 令和5年 3月 13日	パブリックコメント実施
令和5年 3月 15日	板柳町健康福祉事業計画策定委員会 （1）第2次板柳町地域福祉計画案について

## 第2次板柳町地域福祉計画

発行・編集 令和5年3月

板柳町 介護福祉課

〒038-3692

板柳町大字板柳字土井 239-3